

令和 2 年 度

業 務 概 況 書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月 3 1 日まで

日 本 銀 行

- ▼ 日本銀行の活動状況の詳細については、本概況書を含め、日本銀行ホームページ (<https://www.boj.or.jp/>) に掲載していますので、ご参照下さい。
- ▼ 本概況書の内容について、商用目的で転載・複製（引用は含まれません）を行う場合は、予め日本銀行政策委員会室までご相談下さい。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記して下さい。

目 次

序文	1
I 日本銀行の概要	2
II 日本銀行の行う業務	10
III 令和2年度における業務の概況	16
IV 組織運営面の概況	31
V 決算の状況	34
(付1) 監事監査の概況	45
(付2) 政策委員会主要議事事項一覧	47
(付3) 役職員の給与・退職手当等	55
(付4) 中期経営計画(2019~2023年度)	57

序 文

日本銀行の使命は「物価の安定」と「金融システムの安定」です。日本銀行は、「物価の安定」という使命を果たすため、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を着実に進めています。日本銀行は、中央銀行としての2つの使命を果たしていくため、こうした金融政策運営に加えて、金融システム面の施策、決済システム・市場基盤の整備、国際金融、銀行券の発行・流通・管理、国庫金・国債に関する事務、対外情報発信など、多岐にわたる業務を行っています。日本銀行の行う様々な政策は、こうした幅広い中央銀行業務の確実な遂行を通じて実施していくものです。

この業務概況書は、日本銀行法第55条の規定に基づき、令和2年度における日本銀行の業務の実施状況を取り纏め、国民の皆様にご説明するために作成、公表するものです。日本銀行は、中期経営計画（2019～2023年度）のもと、令和2年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を含め、様々な外部環境の変化等を踏まえた機動的な業務・組織運営に努めながら、数多くの課題と施策に取り組んできました。今後も、引き続き、わが国の中央銀行として、日本経済の持続的な成長・発展に向け、努力して参ります。本書を通じて、日本銀行の取り組みの全体像をご理解いただければ幸いです。

令和3年5月

日本銀行総裁



I 日本銀行の概要

1. 沿革

明治15年	6月	日本銀行条例公布（資本金1千万円、営業年限は開業の日より満30年）
	10月10日	開業
20年	3月	増資（1千万円→2千万円）公示
28年	8月	増資（2千万円→3千万円）公示
29年	4月	本店店舗を現在地に新築移転
43年	2月	営業年限延長（明治45年10月10日より満30年）及び増資（3千万円→6千万円）公示
昭和17年	2月	旧日本銀行法公布（資本金1億円）
	5月1日	旧日本銀行法に基づき改組
24年	6月	政策委員会設置
平成9年	6月	現行日本銀行法公布（資本金1億円）
10年	4月1日	現行日本銀行法施行

2. 目的

日本銀行法（以下、「法」という。）では、日本銀行の目的を、「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」（法第1条第1項）及び「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（同条第2項）と規定している。

また、法は、日本銀行が通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念として、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を掲げている。

3. 資本金等

日本銀行の資本金は1億円である（法第8条第1項）。そのうち55,008千円（令和3年3月末現在）は政府出資であり^{（注）}、残りは民間等の出資となっている（図表1）。

（注）法第8条第2項では、「日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。」と定められている。

(図表1) 資本金業態別出資状況 (令和3年3月末現在)

(単位:千円<単位未満切捨て>)

区分	出資金額	構成比 (%)
政府	55,008	55.0
個人	40,353	40.4
金融機関	2,011	2.0
公共団体等	191	0.2
証券会社	39	0.0
その他法人	2,394	2.4
民間等計	44,991	45.0
合計	100,000	100.0

日本銀行の出資者に対しては、経営参加権が認められていないほか、残余財産の分配請求権も払込資本金額等の範囲内に限定されている（法第60条第2項、附則第22条第2項）。また、剰余金の出資者への配当は払込出資金額に対して年5%以内に制限されている（法第53条第4項）。

4. 役員

日本銀行には、役員として、総裁、副総裁（2人）、審議委員（6人）、監事（3人以内）、理事（6人以内）、参与（若干人）が置かれることとなっている（法第21条）。このうち、総裁、副総裁及び審議委員が、政策委員会を構成している（法第16条第2項）。

総裁、副総裁及び審議委員については両議院の同意を得て内閣が、監事については内閣が、理事及び参与については政策委員会の推薦に基づいて財務大臣が、それぞれ任命する（法第23条）。

総裁、副総裁及び審議委員の任期は5年、監事及び理事の任期は4年、参与の任期は2年となっている（法第24条）。理事を除く役員については、破産手続開始の決定を受けた場合など、法に列挙された事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して解任されることはない定めとなっている（法第25条）。

役員の仕事及び権限は、以下のとおりとなっている（法第16条第2項、第22条<図表2>）。

(図表 2) 役員の職務及び権限

	職務及び権限
総 裁	日本銀行を代表し、政策委員会の定めるところに従い、業務を総理する。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。
副総裁	総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。
審議委員	総裁及び副総裁とともに政策委員会を構成し、委員会として、重要事項の議決や、役員（監事及び参与を除く。）の職務執行の監督を行う。
監 事	業務を監査する。また、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣（内閣総理大臣が法第 6 1 条の 2 の定めるところにより権限を金融庁長官に委任した場合は金融庁長官）又は政策委員会に意見を提出することができる。
理 事	総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。
参 与	業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、政策委員会に意見を述べるすることができる。

(図表 3) 役員の状況（令和 3 年 3 月末現在）

役職	氏名	当初就任年月日	主な職歴（参与は現職）
総 裁	黒田 東彦	平成 25 年 3 月 20 日	財務官、アジア開発銀行総裁
副総裁	雨宮 正佳	平成 30 年 3 月 20 日	日本銀行理事
	若田部 昌澄	平成 30 年 3 月 20 日	早稲田大学政治経済学術院教授 コロンビア大学経営大学院日本経済経営研究所客員研究員
審議委員	櫻井 眞 ^(注1)	平成 28 年 4 月 1 日	サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表
	政井 貴子	平成 28 年 6 月 30 日	(株)新生銀行執行役員金融調査部長
	鈴木 人司	平成 29 年 7 月 24 日	(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）取締役常勤監査等委員
	片岡 剛士	平成 29 年 7 月 24 日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経済政策部上席主任研究員
	安達 誠司	令和 2 年 3 月 26 日	丸三証券(株)調査部経済調査部長
	中村 豊明	令和 2 年 7 月 1 日	(株)日立製作所代表執行役執行役員副社長

監 事	柳原 良太 ^(注2)	平成 29 年 4 月 1 日	日本銀行政策委員会室長
	小野澤 洋二	令和元年 9 月 20 日	日本銀行政策委員会室長
	藤田 博一	令和 2 年 2 月 1 日	東京国税局長
理 事	吉岡 伸泰 ^(注3)	平成 29 年 4 月 1 日	日本銀行総務人事局長
	内田 眞一	平成 30 年 4 月 1 日	日本銀行名古屋支店長
	山田 泰弘	平成 30 年 5 月 9 日	日本銀行金融機構局長
	清水 季子	令和 2 年 5 月 11 日	日本銀行名古屋支店長
	貝塚 正彰	令和 2 年 9 月 10 日	国税庁長官官房審議官(国際担当)
	高口 博英	令和 3 年 3 月 3 日	日本銀行金融機構局長
参 与	三村 明夫	平成 25 年 11 月 21 日	日本商工会議所会頭 日本製鉄 ^(株) 名誉会長
	河合 正弘	平成 26 年 9 月 4 日	東京大学名誉教授 東京大学公共政策大学院客員教授 (公財)環日本海経済研究所代表 理事・所長
	中西 宏明	平成 27 年 9 月 1 日	日本経済団体連合会会長 ^(株) 日立製作所取締役会長執行役 ^(注4)
	山本 亜土	平成 28 年 11 月 1 日	名古屋商工会議所会頭 名古屋鉄道 ^(株) 代表取締役会長
	松本 正義	平成 29 年 6 月 4 日	関西経済連合会会長 住友電気工業 ^(株) 取締役会長
	鈴木 茂晴	平成 29 年 7 月 1 日	日本証券業協会会長
	小林 喜光	平成 30 年 6 月 12 日	^(株) 三菱ケミカルホールディングス取締役会長
	飯島 彰己	令和元年 6 月 4 日	三井物産 ^(株) 代表取締役会長 ^(注5)
	三毛 兼承	令和 2 年 4 月 1 日	全国銀行協会会長 ^(株) 三菱UFJ銀行取締役頭取執行 役員 ^(注6)
	井阪 隆一	令和 2 年 9 月 4 日	^(株) セブソン&アイ・ホールディングス代表取締 役社長

(注1) 令和3年3月31日に審議委員を退任した。4月1日付けで、野口旭(専修大学経済学部教授)が審議委員に就任した。

(注2) 令和3年3月31日に監事を退任した。4月1日付けで、坂本哲也(日本銀行総務人事局長)が監事に就任した。

(注3) 令和3年3月31日に理事を退任した。4月1日付けで、加藤毅(日本銀行名古屋支店長)が理事に就任した。

(注4) 令和3年5月12日に相談役に就任した。

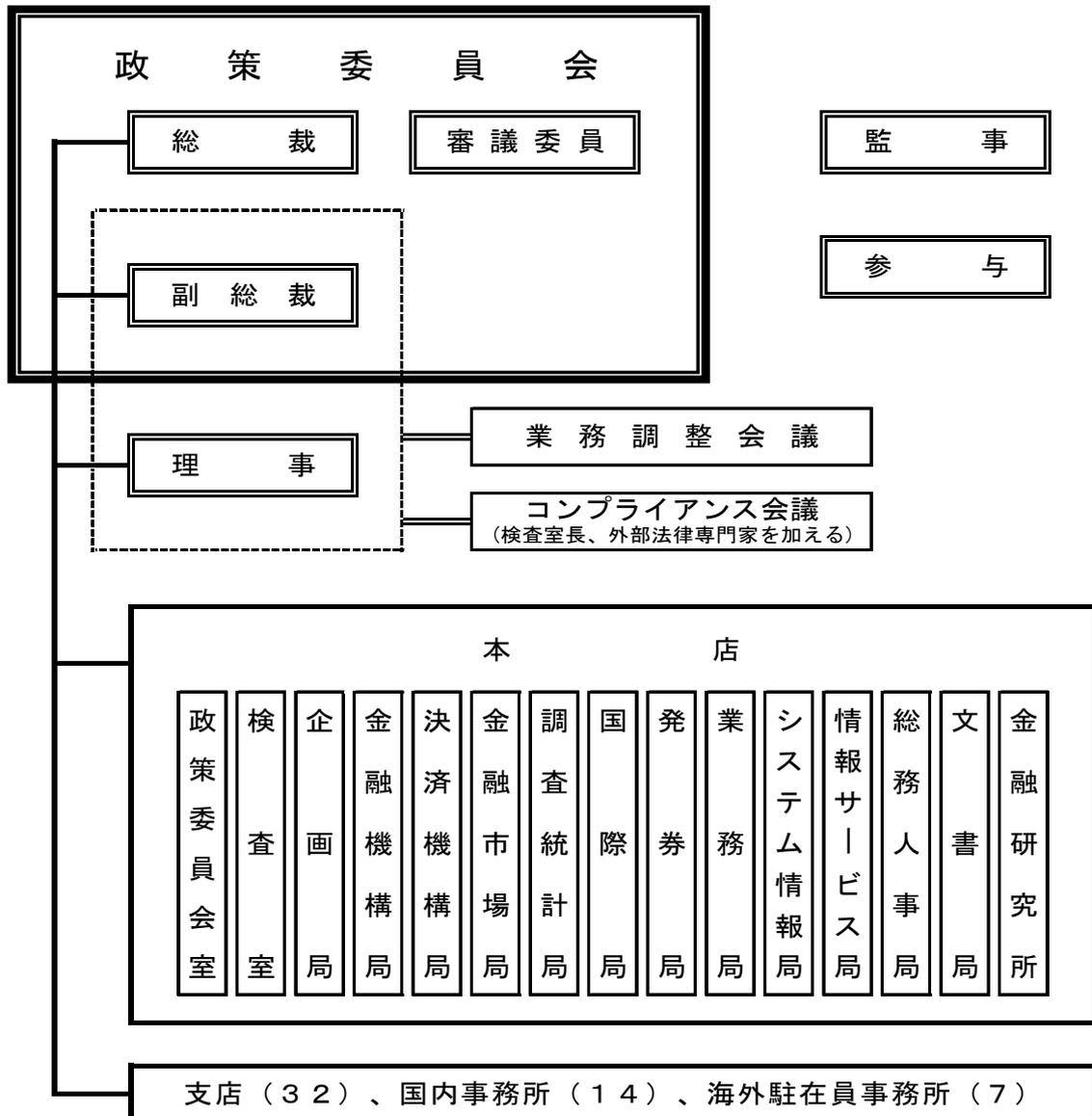
(注5) 令和3年4月1日に取締役就任した。

(注6) 令和3年4月1日に^(株)三菱UFJ銀行取締役頭取執行役員を退任し、^(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役会長に就任した。

5. 組織

令和2年度末時点における組織の概要は以下のとおりである。

(図表4) 日本銀行の組織



(図表5) 各組織の役割等

業務調整会議	業務執行にかかる事項についての組織横断的な検討・調整 (副総裁及び理事で構成)
コンプライアンス 会議	法令遵守及び公正な職務遂行を確保するために必要な事項にかかる検討 (副総裁及び理事の中から総裁が定める者、検査室長、外部法律専門家 で構成)

本店局室研究所	所管事務
政策委員会室	政策委員会の議事の運営、国会との連絡、報道機関を通じた広報、重要な文書に関する法令面の審査、業務及び組織の運営に関する基本的事項の企画・立案、予算、決算及び会計、役員に関する諸般の事務、監事の監査に関する補佐
検査室	事務処理の検査
企画局	通貨及び金融の調節に関する基本的事項の企画・立案
金融機構局	信用秩序の維持に資することを目的とする施策に関する基本的事項の企画・立案、考査その他金融機関等の業務及び財産の状況の調査並びにその結果に基づく助言等、当座預金取引先及び貸出取引先の選定、手形の割引及び資金の貸付けの実施にかかる具体的事項の決定等
決済機構局	決済システムに関する基本的事項の企画・立案、日本銀行が運営する決済システムへの参加に関する基本的事項の企画・立案、日本銀行の業務継続に関する基本的事項の企画・立案
金融市場局	金融市場調節の実施内容の決定、外国為替平衡操作の実施、国内金融・資本・外国為替市場の整備、国内外の金融・資本・外国為替市場の調査・分析
調査統計局	国内の経済及び財政の調査・分析、統計に関する事務
国際局	外国中央銀行・国際機関との連絡・調整、外国中央銀行等の円資産運用及び国際金融支援に関する業務、日本銀行保有外貨資産の管理、海外経済・国際金融に関する調査・分析、国際収支統計等の作成
発券局	銀行券に関する事務、貨幣・地金の出納・鑑査・保管
業務局	手形割引、貸付、手形・国債・債券の売買、金銭を担保とする債券の貸借、預り金、内国為替、国庫金の取扱、買入れ株式等に関する業務
システム情報局	システム開発及び運営
情報サービス局	一般広報、資料・図書の保管、金融知識の普及
総務人事局	組織管理、人事制度、人事、能力開発
文書局	施設管理、物品調達、警備、輸送等
金融研究所	金融・経済の基本問題に関する研究、金融・経済に関する歴史的資料の収集・保存・公開、学界等との連絡・交流

(図表6) 本支店及び事務所の所在地と開設時期

店名	所在地	電話番号	開設年月
本店	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	03-3279-1111	明治15年10月

<支店>

釧路	釧路市幸町9-2	0154-24-8100	昭和27年10月
札幌	札幌市中央区北1条西6-1-1	011-241-5231	〃 17年 1月
函館	函館市東雲町14-1	0138-27-1161	明治26年 4月
青森	青森市中央1-11-1	017-734-2151	昭和21年11月
秋田	秋田市大町2-3-35	018-824-7800	大正 6年 8月
仙台	仙台市青葉区一番町3-4-8	022-214-3111	昭和16年10月
福島	福島市本町6-24	024-521-6363	明治32年 7月
前橋	前橋市大手町2-6-14	027-225-1111	昭和19年12月
横浜	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8111	〃 20年 8月
新潟	新潟市中央区寄居町344	025-222-3101	大正 3年 7月
金沢	金沢市香林坊2-3-28	076-223-9541	明治42年 3月
甲府	甲府市中央1-11-31	055-227-2411	昭和20年 7月
松本	松本市丸の内3-1	0263-34-3500	大正 3年 7月
静岡	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4100	昭和18年 6月
名古屋	名古屋市中区錦2-1-1	052-222-2000	明治30年 3月
京都	京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町535	075-212-5151	〃 27年 4月
大阪	大阪市北区中之島2-1-45	06-6202-1111	〃 15年12月
神戸	神戸市中央区京町81	078-334-1111	昭和 2年 6月
岡山	岡山市北区丸の内1-6-1	086-227-5111	大正11年 4月
広島	広島市中区基町8-17	082-227-4100	明治38年 9月
松江	松江市母衣町55-3	0852-32-1500	大正 7年 3月
下関	下関市岬之町7-1	083-233-3111	昭和22年12月
高松	高松市寿町2-1-6	087-825-1111	〃 17年 2月
松山	松山市三番町4-10-2	089-933-2211	〃 7年11月
高知	高知市本町3-3-43	088-822-0001	〃 18年11月
北九州	北九州市小倉北区紺屋町13-13	093-541-9111	明治26年10月
福岡	福岡市中央区天神4-2-1	092-725-5511	昭和16年12月
大分	大分市長浜町2-13-20	097-533-9110	〃 23年 2月

長崎	長崎市炉粕町32	095-820-6111	昭和24年 3月
熊本	熊本市中央区山崎町15	096-359-9501	大正 6年 8月
鹿児島	鹿児島市上之園町5-15	099-259-3220	昭和18年 4月
那覇	那覇市おもろまち1-2-1	098-869-0111	〃 47年 5月

(注)平成15年5月に札幌支店の附属施設として開設した日本銀行旧小樽支店金融資料館の所在地は、小樽市色内1-11-16、電話番号は、0134-21-1111。

<国内事務所>

水戸	水戸市南町2-5-5 (常陽銀行本店別館)	029-224-2734	昭和20年 8月
帯広	帯広市西2条南12-1 (JR帯広駅北口ビル)	0155-25-5252	〃 21年 8月
旭川	旭川市4条通9-1703 (旭川北洋ビル)	0166-23-3181	〃 21年 8月
盛岡	盛岡市中央通1-2-3 (岩手銀行本店)	019-624-3622	〃 20年 8月
山形	山形市七日町3-1-2 (山形銀行本店)	023-622-4004	〃 20年 8月
富山	富山市堤町通り1-2-26 (北陸銀行本店)	076-424-4471	〃 20年 8月
福井	福井市順化1-1-1 (福井銀行本店)	0776-22-4495	〃 21年 2月
長野	長野市岡田178-8 (八十二銀行本店)	026-227-1296	〃 20年 7月
鳥取	鳥取市栄町402 (山陰合同銀行鳥取営業本部ビル)	0857-22-2194	〃 20年10月
徳島	徳島市西船場町2-24-1 (阿波銀行本店)	088-622-3126	〃 20年 4月
佐賀	佐賀市唐人2-7-20 (佐賀銀行本店)	0952-23-8165	〃 21年 2月
宮崎	宮崎市橋通東4-3-5 (宮崎銀行本店)	0985-23-6241	〃 21年 2月
電算センター	東京都府中市日鋼町1-19	042-351-1111	平成 5年 7月
発券センター	埼玉県戸田市美女木東1-2-1	048-449-7111	〃 14年11月

<海外駐在員事務所^(注)>

ニューヨーク	140 Broadway, 18th Floor, New York, NY 10005, U. S. A.	1-212-269-6566	昭和25年10月
ワシントン	1801 Pennsylvania Ave, N.W., Suite 800, Washington, D. C. 20006, U. S. A.	1-202-466-2228	平成 3年 3月
ロンドン	Basildon House, 7-11 Moorgate, London EC2R 6AF, U. K.	44-20-7606-2454	昭和26年 8月
パリ	17 Avenue George V, 75008 Paris, France	33-1-4720-7295	〃 27年12月
フランクフルト	Taunusanlage 21, 60325 Frankfurt am Main, Bundesrepublik Deutschland	49-69-9714310	〃 31年 9月
香港	Suite 1012, One Pacific Place, 88 Queensway, Central, Hong Kong	852-2525-8325	〃 32年 7月
北京	中華人民共和国 北京市建国門外大街1号 国貿大廈2座19層12C室 郵編100004	86-10-6505-9601	平成15年12月

(注) 海外駐在員事務所の開設年月は駐在員が配置された時期をいう。

Ⅱ 日本銀行の行う業務

1. 金融政策に関する業務

日本銀行は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を目的として、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、金融政策の決定・実行に当たっている。金融政策運営の基本方針は、政策委員会・金融政策決定会合（以下、「決定会合」という。）で決定されており、日々の金融市場調節における市場への資金の供給や吸収によって具体化されている。令和2年度中においては、1回の臨時会合を含めて、合計9回の決定会合を開催した。

年4回（通常1月、4月、7月及び10月）の決定会合においては、「経済・物価情勢の展望」（以下、「展望レポート」という。）を決定のうえ公表している。「展望レポート」では、先行きの経済・物価見通しや上振れ・下振れ要因を点検し、そのもとの金融政策運営の考え方を整理している。また、それ以外の決定会合における経済金融情勢に関する判断は、会合後の公表文の中で公表している。

こうした金融政策運営を支えるため、内外の経済金融情勢等に関する調査・分析を行っており、その主な成果を「展望レポート」、「地域経済報告」（さくらレポート）等で公表している。また、経済金融に関する基礎的、学術的研究を行い、その主な成果を「日本銀行ワーキングペーパーシリーズ」、「日銀リサーチラボ・シリーズ」、「金融研究」、「金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ」等で公表している。

また、日本銀行は、法第54条第1項に基づき、概ね6か月に1回、金融政策運営に関わる事項（法第15条第1項各号に掲げる事項）の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した「通貨及び金融の調節に関する報告書」を作成し、財務大臣を経由して国会に提出している。令和2年度中の経済金融情勢や金融政策運営、金融市場調節の実績についても、同報告書（日本銀行ホームページ（<https://www.boj.or.jp/>）にも掲載）において詳細に説明している（詳しくは同報告書参照）。

2. 金融システムに関する業務

日本銀行は、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（法第1条第2項）をその目的の一つとしている。本目的を達成するため、日本銀行当座預金（以下、「日銀当座預金」という。）という安全で便利な決済手段を提供するとともに、各種決済システムの安全性・効率性を高めるための施策を講じている。また、日々の決済業務を担っている個別金融機関の支払不能が、取引関係等を通じて他の金融機関に波及し、金融システム全体の機能が麻痺することがないように、金融システムの安定を図るため種々の取り組みを行っている。

具体的には、日本銀行は、流動性不足に陥った金融機関に対して、法第33条に基づく有価証券等を担保とする貸付けのほか、法第37条や法第38条に基づく流動性の供給等（「最後の貸し手」機能）を行うことがある。

これらの「最後の貸し手」機能を適切に発揮するため、考査（法第44条に基づく金融機関への立入調査）やオフサイト・モニタリング（役職員との面談や各種経営資料の分析等による調査）を実施し、取引先金融機関の経営状態の的確な把握に努めるとともに、必要に応じ、指導・助言を行うことを通じて、その経営の健全性維持を促している。また、金融高度化センターにおいては、各種セミナーの開催等を通じ、金融機関の経営・リスク管理や業務の高度化に向けた取り組みを支援している。

さらに、日本銀行は、考査やオフサイト・モニタリングで得られた知見も活用しつつ、実体経済と金融資本市場、金融機関行動などの相互関連に留意しながら、金融システムを全体としてみた場合のリスク評価を行うマクロプルーデンスの視点に立って、調査・分析を行っている。その成果は、「金融システムレポート」等として公表し、金融システムの安定確保に向けた各経済主体との対話に用いているほか、各種政策の企画や運営にも活かしている。また、主要国の中央銀行及び銀行監督当局の代表によって構成されるバーゼル銀行監督委員会をはじめとする諸会合への参加を通じて、金融システム安定化のための国際的な取り組みに参画している。

なお、日本銀行は、「最後の貸し手」機能の性格や目的を踏まえ、法第38条に基づき資金の貸付けその他の信用秩序維持のために必要と認められる業務（特融等）を行う場合、従来から、次の4つの原則に基づいて、その可否を判断してきている。

- 原則 1. システミック・リスクが顕現化する惧れがあること
- 〃 2. 日本銀行の資金供与が必要不可欠であること
 - 〃 3. モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること
 - 〃 4. 日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること

(図表 7) 取引先金融機関数一覧 (令和 2 年度末)

() 内は令和元年度末

	当座預金	うち	相対型 電子貸付	手形貸付	当座貸越
		調査契約 締結先			
銀行	123 (123)	123 (123)	122 (122)	122 (122)	123 (123)
信託銀行	11 (13)	11 (13)	8 (10)	8 (10)	11 (13)
外国銀行	50 (50)	50 (50)	37 (37)	41 (41)	38 (38)
信用金庫	247 (248)	247 (248)	112 (112)	135 (135)	189 (169)
金融商品取引業者	36 (35)	36 (35)	30 (30)	35 (35)	34 (34)
銀行協会	33 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	18 (18)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	11 (11)
合計	518 (520)	476 (478)	318 (320)	350 (352)	406 (388)

(図表 8) 調査・調査に準ずる調査^(注)の実施先数推移

	調査		調査に準ずる調査
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国内銀行	29	34	18
信用金庫	54	43	14
外国銀行・金融商品取引業者等	8	8	5
合計	91	85	37

(注) 令和 2 年度は、調査の実施を見合わせ、調査に準ずる調査 (リモート手法の活用による集中的なヒアリング調査) を行った。

3. 決済システム・市場基盤整備に関する業務

日本銀行は、日本銀行券や日銀当座預金という安全で便利な決済手段を提供しているほか、国債振替決済制度における振替機関として、国債の決済業務を行っている。また、日銀当座預金の提供や国債決済の業務を安全かつ効率的に行うため、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）というコンピュータ・ネットワークシステムを運営している。

さらに、決済システムが安全かつ効率的に機能するよう、決済システムの運営者・参加者に対して、オーバーサイト（モニタリングや必要な改善の働きかけ）を行っている。また、国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会等への参加をはじめ、海外の中央銀行等とともに決済システムに関する諸施策の検討・研究に参画している。

このほか、市場機能の強化や効率化を図るとともに、金融業務や市場取引のリスク管理の向上とイノベーションを支援するために、国際的な観点も踏まえつつ、市場参加者との意見交換や市場慣行の策定・見直しの支援、市場取引に関する統計の作成・公表等といったかたちで、金融・資本市場基盤の整備にも取り組んでいる。また、こうした取り組みの一環として、災害その他の危機発生時に備えて日本銀行自身の業務継続体制を整備するとともに、金融市場や金融・決済システム全体で実効性ある業務継続体制が整備されるよう、必要な働きかけ等を行っている。

こうした決済システム・市場基盤整備に係る施策等を適切に実施していくため、決済システムの安全性・効率性や金融市場・制度に関する調査・分析や基礎的研究を行っている。中央銀行デジタル通貨（日銀当座預金とは異なる新たな形態の電子的な中央銀行マネー）について、日本銀行では、現時点で発行する計画はないものの、決済システム全体の安定性と効率性を確保する観点から、今後の様々な環境変化に的確に対応できるよう必要な検討を行っている。

4. 国際金融に関する業務

日本銀行は、外国為替の売買（保有する外貨資産の管理を含む。）、外国中央銀行等や国際機関による円貨資産の運用等に協力するための業務などの国際金融業務を行っているほか、国際収支統計の作成や外国為替平衡操作（いわゆる為替介入）等の国際金融に関連した国の事務を取り扱っている。

また、G20、G7、国際通貨基金（IMF）、国際決済銀行（BIS）において開催される諸会合、金融安定理事会（FSB）、アジアの金融当局間の諸会合への参加を通じて、金融市場安定化のための取り組みやグローバルな金融経済情勢の議論、市場環境整備等に関する国際的な作業に参画している。

このうち、アジアについては、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）、ASEAN+3への参加などを通じた金融協力の推進、金融経済の安定確保に向けた技術協力や研修の強化を行っているほか、アジアに関する研究・調査等の活動を行っている。

5. 銀行券の発行・流通・管理に関する業務

日本銀行は、銀行券の安定供給を確保するとともに、その信認を維持するため、銀行券の受入れ・支払いのほか、受け入れた銀行券の鑑査（枚数の計査、真偽の鑑定及び再流通可能性の判別）等の業務を本支店において行っている。また、貨幣についても、政府からその交付を受け、市中に流通させている。

安心して銀行券・貨幣を使える環境整備の一環として、汚れや傷みの激しい銀行券の再流通を抑制し、流通する銀行券のクリーン度を維持することに努めているほか、国内関係先や海外中央銀行等とも協力しつつ、通貨の偽造防止や円滑な流通に関する調査・研究、知識普及等にも積極的に取り組んでいる。

6. 国庫金・国債・対政府取引に関する業務

日本銀行は、国庫金の取り扱いや国債に関する事務など、国に関する様々な事務を行っている。具体的には、国庫金の取り扱いに関する事務としては、国庫金の受払いや官庁別・会計別計理、政府預金の管理、政府有価証券の受払い・保管などを行っており、国債に関しては、発行、元利金の支払等に関する一連の事務のほか、国債振替決済制度における振替機関としての事務を取り扱っている。こうした国庫金の取り扱いや国債に関する事務の一部については、国民の利便を図るため、代理店を全国の金融機関に委嘱している。

また、こうした国に関する事務とは別に、政府を相手方とした国債の売買等様々な取引を行っている。

7. 対外情報発信に関する業務

日本銀行は、国民に対する説明責任を果たす観点から、決定会合の主な意見、議事要旨や政策委員会の議決事項等を速やかに公表しているほか、国会への報告及び出席、記者会見・講演の実施、日本銀行ホームページへの掲載といった多様な機会・手段を活用して、積極的な情報の提供を行っている。決定会合の議事録は、会合から10年を経過したものについて、公表を行っている。

また、金融経済の専門家だけでなく、広く国民の日本銀行に対する理解向上に資するよう、受け手の関心・知識に応じた広報資料の作成等に努めているほか、金融経済知識の普及に向けた活動にも取り組んでいる。

このほか、日本銀行では、社会の情報基盤の一つとして各種統計の作成・公表を行っているほか、統計利用者の利便性を向上させるための施策を講じている。

この間、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、情報公開を行っている。

Ⅲ 令和2年度における業務の概況

日本銀行は、平成31年3月に「中期経営計画(2019～2023年度)」を策定し、公表した。本計画は、日本銀行が中期的に達成すべき課題をより明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間としたうえで、計画内容を基本的に固定しつつ、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表するとの枠組みを採用している。

令和2年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた業務運営となった。このため、以下では、令和2年度の業務の概況を表すものとして、コロナ禍における業務運営の特徴を概観し、次いで中期経営計画に掲げた業務運営面の課題毎に、令和2年度の具体的施策の達成状況とその評価を整理した。なお、本計画の組織運営面の課題に関連する施策の実施状況は、「Ⅳ 組織運営面の概況」において記述している。

中期経営計画は、環境変化への対応力を確保するため、計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、計画の内容を柔軟に見直すこととしている。また、計画全体の事後評価は、別途行うこととしている。

(コロナ禍における業務運営の特徴)

日本銀行では、令和2年度を通して新型コロナウイルス感染症の影響が続くもと、業務毎の性質を踏まえつつ、以下のように柔軟に業務を運営した。

まず、日本銀行は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める指定公共機関として、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という。)に沿って、感染拡大の防止を図るとともに、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、中央銀行として必要な業務の継続に万全を期した。すなわち、令和2年4月の政府の緊急事態宣言の発出時には、その期間や基本的対処方針の趣旨を踏まえ、一部業務の縮退による出勤者の削減を行いつつ、金融市場調節、資金・国債決済や国庫金の取扱い、銀行券の受払等の業務を安定的に遂行した。その後は、基本的対処方針に盛り込まれている職場における感染症対策(手洗いや手指消毒、施設内の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を定着させ、令和3年1月の政府の緊急

事態宣言の発出時を含め、スプリット勤務体制のほか、時差出勤や在宅勤務を活用しながら、中央銀行業務の安定的な遂行に支障が生じない体制を整備した。

次に、政策面での対応についても、感染症が金融市場や実体経済に及ぼす影響を踏まえ、前年度末以降、必要な措置を継続的に実施した。すなわち、令和2年度は、4月の金融政策決定会合において、CP・社債等買入れの増額、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの拡充、国債のさらなる積極的な買入れ、により金融緩和を一段と強化することを決定した。さらに、5月には臨時の金融政策決定会合を開催し、中小企業等の資金繰りをさらに支援するための「新たな資金供給手段」について、その具体的な内容を決定したほか、CP・社債等の買入れ、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ、新たな資金供給手段からなる「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム」の実施期限を半年間延長することを決定した。その後、感染症への警戒感が続くなか、12月の金融政策決定会合では、「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム」の期限をさらに半年間延長するとともに、運用面の見直しを決定した。感染症が経済に影響を及ぼすもとで、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、国債買入れやドルオペなどによる潤沢かつ弾力的な資金供給、ETF・J-REITの買入れ、の3つの措置による強力な金融緩和を通じて、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めた。

このほか、従前は対面での実施が前提となっていた業務について、年度当初は多くを見合わせたが、感染症の影響が続くもと、情報技術の活用によりコロナ禍でも実施が可能な方法を導入し、順次実施した。具体的には、金融経済懇談会、その他の役職員による講演、金融高度化セミナー等については、オンライン形式で開催した。また、リモート手法を活用した「審査に準ずる調査」を導入した。このほかの企業や金融機関との個別の意見交換についても、相手方の事務負担に配慮しつつ、テレビ会議を積極的に活用して実施した。こうした取り組みを通じて、日本銀行としての情報の受発信の機会の確保に努めた。貨幣博物館や旧小樽支店金融資料館、本支店の見学については、地域毎の感染の状況や政府・自治体の要請等を踏まえながら、受入れ時には必要な感染症対策を講じて運営した。日本銀行では、今後とも、感染症対応の経験を十分に活かして、コロナ禍における対外コミュニケーションの強化に取り組んでいく方針である。

令和2年度における具体的施策の達成状況等

1. 金融政策運営に資する適切な企画・立案

(具体的施策の達成状況)

- ・ 金融政策運営に資する観点から、新型コロナウイルス感染症の影響を中心に、内外の金融経済情勢について多様な視点からの調査・分析を行った。今次局面では、高頻度データなどを活用し、感染症の影響による急速な情勢変化を的確に把握した。また、それら一連の分析結果については、年4回公表している「展望レポート」や、日銀レビューなどの形で公表した。
- ・ 感染症の影響による急速な情勢変化を踏まえて、臨時の金融政策決定会合も開催するなど、以下の政策対応を機動的に企画・立案した。
 - 「金融緩和の強化」(CP・社債等買入れの増額、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの拡充、国債のさらなる積極的な買入れ)(2年4月)
 - 「中小企業等の資金繰り支援のための「新たな資金供給手段」の導入」(2年5月)
 - CP・社債等の買入れ、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ、新たな資金供給手段からなる「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム」の実施期限延長(2年5月、12月)と運用面の見直し(2年12月)
- ・ 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとでの政策効果や影響などについて多面的に点検を行い、その結果を踏まえて、より効果的で持続的な金融緩和のための政策対応を立案した。
 - 「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」と政策面での対応(貸出促進付利制度の創設、長期金利の変動幅の明確化と連続指値オペ制度の導入、ETF・J-REIT買入れ方針の見直し)(3年3月)
- ・ 「市場調節に関する意見交換会」(2年度中に2回開催)や「債券市場参加者会合」(2年度中に2回開催)等をオンライン会議や電話会議の形式で開催し、活発な意見交換を行うなど、市場参加者との対話をしっかりと継続した。
- ・ 金融政策、マクロ経済、金融市場、金融分野の法制度・会計制度・情報セキュリティ、金融史などに関する基礎的研究を進め、研究成果の公表や国内外の学会における発表などを通じて、対外的にも還元した。また、新型コロナウイルス感染症に関する経済学の最新の動向を紹介するなど、タイムリーな情報発信も行った。

(課題に即した達成状況の評価)

金融政策運営に資する観点から、内外金融経済情勢の多様な視点からの調査・分析や金融政策の効果・影響に関する多面的な分析を行ったうえで、感染症の影響への政策対応や、より効果的で持続的な金融緩和のための政策対応など、機動的に政策の企画・立案を行った。また、「市場調節に関する意見交換会」や「債券市場参加者会合」の活用等により市場との対話を継続したほか、政策の適切な遂行を実現するための体制整備も着実に進めた。

以上より、感染症による新たな課題にも機動的に対処しつつ、各施策で所期の成果を上げ、金融政策運営をしっかりと支えることができたと評価することができる。3年度も、感染症の影響のほか、情報技術が及ぼす影響も含め、金融経済情勢の様々な変化を適切に捉えた調査・分析、機動的な政策企画、適切な金融調節の実施に必要な体制整備などに取り組んでいく。

2. 金融システムの安定・機能度の向上

(具体的施策の達成状況)

- ・ 考査については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および企業・家計の資金繰り支援に注力する金融機関の負担軽減の観点から、実施を見合わせた。年度途中からは、金融機関の事務負担に配慮したうえで、リモート手法を活用した「考査に準ずる調査」を開始し、37先に対して実施した。金融機関のリスクプロファイルに応じて、企業・家計への資金繰り支援の状況や信用リスク・市場リスク管理体制を中心に集中的なヒアリング調査を行い、感染症が金融機関の業務運営や各種リスクに与える影響を適切に把握した。
- ・ モニタリングでは、金融機関の業務運営、リスク管理の状況、収益力などについて、感染症拡大による影響の把握を軸に置きながら、きめ細かくフォローしたほか、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」や感染症対応に伴う各種政策の効果・影響、デジタル化の動きなどについても詳細な調査・分析を実施した。システム上重要な金融機関に関しては、ビジネスモデルやリスクプロファイルの変化などを踏まえたモニタリングを実施したほか、感染症の影響拡大に伴い米ドル資金調達環境が不安定化したこと等も踏まえ、外貨流動性リスク管理の実態把握を強化した。地域金融機関に関しては、地域経済情勢が一段と厳しさを増すなか、経営実態の把握、分析に努めた。
- ・ 金融システムレポートでは、感染症の影響が続くもとでの金融市場および金融仲

介活動の現状を整理するとともに、金融安定面への影響やリスクに関する分析・評価を行ったほか、特定のテーマを掘り下げた別冊シリーズを公表した（2年度中に6冊）。この間、情報発信面では、オンラインを活用しながら多くの関係先に説明を行った（2年度中に金融機関やアナリスト、マスメディア、学者等向けの説明会および各種国際会議での説明等を計49回開催）。

- ・ 地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、「地域金融強化のための特別当座預金制度」を企画・立案のうえ、3年3月から開始した。
- ・ 金融庁との間では、引き続き、「金融庁・日本銀行連絡会」をはじめとする各レベルでの課題認識の共有を深化させた。こうしたもとで、年度初には、感染症拡大の影響への対応として、レバレッジ比率規制の緩和を共同で公表した。また、海外クレジット投融资調査やLIBOR利用状況調査、共通シナリオに基づく一斉ストレステストといった共同プロジェクトを着実に進めた。さらに、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」において、具体的な検討を進め、「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」を公表した（3年3月）。
- ・ 貸出支援基金においては、安定的な事務遂行を継続した。
- ・ 金融機関の経営改革やサイバーセキュリティに関するセミナーや、SDGs/ESG金融などに関するワークショップをオンライン・ライブ配信で開催した。

（課題に即した達成状況の評価）

「考査に準ずる調査」やモニタリングにおいては、オンラインも活用した情報収集を通じて、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを適切に把握し、必要な改善を促した。地域金融機関との間では、経営基盤の強化に向けた取り組みを後押しする観点から、「地域金融強化のための特別当座預金制度」を開始した。また、金融システムレポートにおいて、感染症による金融システムへの影響やリスクについて多面的な分析を行い、金融システムの機能度や安定性の維持・向上のための課題を提示した。

取引先選定や貸出関連業務について、効率的かつ適切に運営した。また、金融庁との共同プロジェクトの遂行や金融庁検査と日本銀行考査の更なる連携強化を通じて、わが国におけるブルーデンス面での当局間連携を一段と強化した。

なお、日本銀行法第37条や第38条に基づく流動性の供給等を要する状況は生じなかった。

以上より、金融システムの安定・機能度の向上に向けた施策については、感染症による新たな課題にも柔軟に対処しながら、所期の成果を上げたと評価することができる。3年度は、感染症対策を続けながら、リモート手法による考査の活用や、金融庁との更なる連携強化に向けた取り組みを継続することにより、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを適切に把握していく。また、「地域金融強化のための特別当座預金制度」を活用した地域金融機関の経営基盤の強化に向けた取り組みを継続していくほか、金融のデジタルイノベーションや気候関連金融リスクといった新たな課題への対応も強化していく。

3. 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

(具体的施策の達成状況)

- ・ 中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行としての取り組みを大きく進めたほか、情報技術が決済サービスにもたらす新たな可能性や課題に関する国内外の議論に積極的に参画した。
 - 決済システムのデジタル化や中央銀行デジタル通貨を担当する「デジタル通貨グループ」を設置した(2年7月)。
 - 「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」を公表した(2年10月)。
 - 主要中央銀行による中央銀行デジタル通貨の活用可能性を評価するためのグループのメンバーとして、報告書「中央銀行デジタル通貨：基本的な原則と特性」を公表した(2年10月)。
 - 中央銀行デジタル通貨の実証実験(概念実証フェーズ1)の開始に向けて、必要な準備を整えた。
 - 日本銀行、政府、民間事業者からなる「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」を設置し、初回会合を開催した(3年3月)。
 - 「決済の未来フォーラム」(2年5月、7月、9月、12月)などを通じ、幅広い関係者との間で、決済サービスや決済インフラの将来像に関する議論を積極的に行った。
 - 「ISO パネル」(2年11月、12月)などを通じ、金融サービス分野での国際標準に関する議論に貢献した。
- ・ 全銀ネットが設置した「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」に参画し、資金移動業者の全銀システムへの参加や多頻度小口決済の利便性向上

にかかる議論に貢献するとともに、検討結果を取りまとめた報告書の公表を支援した。

- ・ 国債リテール取引および一般債取引の T+2 化（2 年 7 月）など、決済の安全性・効率性にかかる関係者の取り組みを支援した。
- ・ 日銀ネット国債系と香港ドル即時グロス決済システムとの間のクロスボーダー DVP リンクの構築に向けた対応を着実に推進し、3 年度からの運用開始に向けた準備を完了した。
- ・ 「グローバル外為行動規範」について、引き続き、本邦の市場参加者による遵守意思表示の促進に取り組んだ。
- ・ 「日本円金利指標に関する検討委員会」の事務局として、ターム物リスク・フリー・レート（参考値）の公表開始（2 年 5 月）を支援したほか、「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」（2 年 8 月）および「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第 2 回）」の取りまとめ報告書（2 年 11 月）を公表するなど、金利指標改革に関する市場関係者の取り組みを支援した。

（課題に即した達成状況の評価）

中央銀行デジタル通貨について、様々な環境変化にも的確に対応できるよう、体制強化を図るとともに、日本銀行の取り組み方針を公表のうえ、実証実験の開始に向けた準備を着実に進めた。また、情報技術が決済サービスにもたらす新たな可能性や課題に関する国内外の議論に積極的に貢献した。この間、わが国決済サービスの高度化に向けた働きかけを着実に進めたほか、クロスボーダー DVP リンクの運用開始に向けた対応を予定通り完了した。

金融・資本市場基盤の整備については、引き続き、「グローバル外為行動規範」の遵守意思表示を促進したほか、金利指標改革に関する市場関係者の取り組みを支援した。

以上より、各施策で所期の成果を上げ、決済サービスの高度化や金融・資本市場基盤の整備にしっかりと貢献したと評価することができる。3 年度は、決済サービスの分野では、中央銀行デジタル通貨に関する実証実験の着実な推進と制度設計面の検討に取り組むとともに、国内外の議論にも貢献していくほか、わが国リテール決済の高度化に向けた働きかけを継続していく。また、わが国の金融・資本市場基盤の整備の分野では、金利指標改革に関する市場関係者への支援などを継続していく。

4. 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

(具体的施策の達成状況)

- ・ 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、金融市場調節、資金・国債決済や国庫金事務、銀行券の受払等を担う部署において、スプリット勤務体制の導入など、感染者の発生時にも中央銀行業務の遂行に支障を生じさせないための対策を講じた。
- ・ 日々の日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的に遂行した。
- ・ 金融政策決定会合において決定された金融市場調節方針及び資産買入れ方針に従い、金融市場調節事務を適切に運営した。市場動向に応じて、金融市場調節で用いる手段やその実施頻度・金額等を機動的かつ柔軟に見直すなど、市場環境の変化に的確に対応した。
- ・ 米ドル資金供給オペレーションや政府から委託された外国為替資金特別会計の取引も含めた外貨関連事務を安定的に遂行した。
- ・ 銀行券の改刷や 500 円貨の改鋳に向けて、財務省等と連携しながら所要の準備を進めた。
- ・ 本支店の窓口からクリーンな銀行券を供給するとともに、受け入れた銀行券については鑑査を行い、流通する銀行券のクリーン度の維持を図ったほか、その過程で銀行券のクリーン度管理を実施した。
- ・ 現金の流通経路の変化について、関係者に対する情報収集を通じて実態把握を進め、それを踏まえた現金搬送等の効率的な事務処理を実施した。
- ・ 国庫・国債事務について、日本銀行代理店の統廃合、関係者への働きかけを通じたキャッシュレス納付の利用促進など効率化・電子化に取り組むとともに、多種多様な事務を確実に遂行した。また、金融機関の事務合理化ニーズにも積極的に対応しつつ、所管官庁と連携しながら、関連する諸手続における書面の押印廃止やオンライン化を推進した。

(課題に即した達成状況の評価)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める指定公共機関として、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、中央銀行業務の遂行に支障を生じさせないための対策を講じた。

そのうえで、銀行業務については、日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的

に遂行するとともに、金融政策決定会合で決定された方針に従い、金融市場調節事務を適切に運営した。

発券業務については、銀行券・貨幣の受払を安定的かつ効率的に遂行した。また、銀行券の改刷や500円貨の改鋳に向けて、財務省等と連携しながら所要の準備を着実に進めた。新型自動鑑査機への更新を順調に進捗させるなど、銀行券を安心して使える環境整備に努めたほか、現金流通に関する実態把握にも、関係者に対する情報収集を通じて進捗がみられた。

国庫・国債業務については、日々の業務を安定的に遂行したほか、効率化・電子化や環境変化に応じた事務見直しに取り組んだ。

以上より、年度を通じて感染症の影響が続くもとでも、適切な業務体制を確保し、日々の中央銀行業務を安定的に遂行したほか、環境変化に応じた事務見直しも着実に推進したと評価することができる。3年度は、感染症対策を続けながら、本支店における業務を安定的に遂行するほか、質・量両面での事務の趨勢的な変化を見極めながら、中央銀行サービスの質を不断に高めていく。

5. グローバル化に対応した国際金融面での貢献

(具体的施策の達成状況)

- ・ わが国の中央銀行として、ASEAN+3、国際決済銀行 (BIS)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議 (EMEAP)、金融安定理事会 (FSB)、G7、G20、国際通貨基金 (IMF)、経済協力開発機構 (OECD) などの関連会合に積極的に参画した。2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、いずれの会合も対面形式からオンライン形式等に移行したが、こうした変化にも適切に対応しつつ、以下の成果を上げた。
 - 感染症の拡大を受けた国際金融面での対応に関する議論に貢献した。
 - 海外経済金融動向を把握し、経済成長や金融システム強化に向けたグローバルな議論に貢献するとともに、日本銀行の金融政策運営に対する理解を促進した。
 - 金融規制監督に関する分野では、金融庁とも協力しつつ、感染症の影響への対応や国際金融規制等の実施・影響評価、監督の充実に向けた議論に積極的に参画し、国際金融システムの安定確保のための政策形成プロセスに適切に貢献した。
 - 国際金融市場や金融市場インフラ、金利指標改革、グローバル外為行動規範、統計などに関する分野では、引き続き、各分野における議論など

に参画・貢献した。

- EMEAP 関連では、域内の金融経済情勢に関する議論やアジア債券ファンド (ABF) の運営において中心的な役割を果たした。
 - BIS、EMEAP 関連の一部委員会等では、議長として議論を適切にリードするなど、主導的な役割を發揮したほか、ASEAN+3 では、2020 年の共同議長国として、財務省と協力しながら、各議論を牽引した。
 - 中央銀行統計に関するアービング・フィッシャー委員会では、理事を務めるとともに、ビッグデータなどに関する国際的な議論に貢献した。
- ・ 監督カレッジ等への参画を通じて、システム上重要な金融機関の経営状況に関する海外当局との情報交換を積極的に行った。
 - ・ 主要な海外中央銀行等と個別の意見交換を行ったほか、アジア金融当局との関係強化を継続し、金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などに関する迅速・広範な情報収集を行った。
 - ・ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) 等の会合への参加を通じて、国際的な議論に貢献するとともに、内外の関係者を招聘し、気候関連金融リスクに関する国際リサーチ・ワークショップをオンライン形式で開催した。
 - ・ 国際金融協力の面では、為替スワップについて、本邦金融機関の現地通貨の流動性バックストップを整備する観点から、中国人民銀行やタイ中央銀行との間でスワップ実行時の実務体制の構築に向けて、所要の検討・調整を進めた。
 - ・ ASEAN+3 の枠組みのもと、財務省と協力しつつ、チェンマイ・イニシアティブの通貨スワップ発動訓練の企画・実施を主導したほか、実効性向上に向けた各種検討において中心的な役割を果たした。
 - ・ IMF からの日本政府への要請を受けて実施する外国為替資金特別会計を用いた低所得国への金融支援等について、財務省とも連携し、円滑な実現に貢献した。
 - ・ アジアの中央銀行向けを中心とした技術支援・セミナーの開催や人材交流については、対面での実施が困難となるなか、オンラインの活用により継続し (実施件数 39 件)、アジアの金融・資本市場の安定・発展に寄与するとともに、海外当局との中長期的な関係を構築・強化した。

(課題に即した達成状況の評価)

わが国の中央銀行として、感染症への対応に関する国際的な議論に参画し、国際協調に貢献したほか、BIS や EMEAP などの金融規制、金融市場や市場インフラ等に関する会合に積極的に参画し、主導的な役割も發揮しつつ、国際通貨金融システムの安定

確保に向けた議論に貢献した。このほか、アジア域内で二国間の国際金融協力を拡充するとともに、主にアジア地域を対象とする技術支援を実施した。各国中央銀行等との連携を維持・強化し、金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などに関する迅速・広範な情報収集を行った。

以上より、わが国の中央銀行として、国際通貨金融システムの安定確保やアジアの金融・資本市場の安定及び発展に貢献するための施策は、着実に進展したと評価することができる。3年度も、引き続き、感染症への対応に関する国際的な議論に参画しつつ、関係機関とも連携しながら、アジア関連を中心にこれまでの取り組みを深化させていく。また、気候変動に関する国際的な議論にも積極的に貢献していく。

6. 地域経済・金融に対する貢献

(具体的施策の達成状況)

- ・ 本支店では、新型コロナウイルス感染症が拡大するもとでも、必要な業務を継続して行う体制をしっかりと確保しつつ、取引先金融機関や官庁との事務連絡会をオンラインも活用して開催しながら、発券業務や国庫・国債業務などの中央銀行業務を安定的に遂行した。
- ・ 本店のほか、秋田、仙台、福島、新潟、金沢、松本、名古屋、松江、福岡、大分、熊本、鹿児島各支店では、災害発生に際して、財務局等と連携し、金融機関等に対して金融上の特別措置を講じるよう要請した。
- ・ 本支店や事務所では、オンラインも活用しつつ、地域の企業や金融機関等へのヒアリングを実施し、地域の金融経済情勢をきめ細かく把握した。こうした情報は、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。
 - ▶ なお、東日本大震災及び熊本地震、大規模な風水害からの復旧・復興需要の動向について、関係支店等のネットワークを活用し、丁寧に把握した。
- ・ 講演活動やその他の広報活動等を感染症の地域毎の状況を踏まえながら実施し、地域経済にかかる調査・分析結果や日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を地域にも還元・発信したほか、地域経済動向の調査・分析の成果は、「地域経済報告（さくらレポート）」として四半期毎に取りまとめて公表した。
- ・ このほか、主として地域金融機関向けを念頭に、経営改革やサイバーセキュリティに関する地域セミナー（6回）や、地域医療、地域公共交通、地域商社をテーマとする地域活性化ワークショップ（3回）をオンライン・ライブ配信で開催した。

（課題に即した達成状況の評価）

感染症が拡大するもとでも、本支店において、中央銀行業務を安定的に遂行した。また、日々の調査活動を通じて地域毎に特徴のある金融経済情勢をきめ細かく把握し、地域にも還元するとともに、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。

以上より、地域経済・金融に対して貢献するための取り組みは、感染症の影響を受けつつも、本支店や事務所の中央銀行としての機能を十分に活用しながら、進展したと評価することができる。3年度も、地域に対して中央銀行サービスを適切に提供するとともに、持続可能な発展の観点も踏まえ、各地の金融経済動向や地域にかかる課題の的確な把握や情報還元などに取り組んでいく。その際は、引き続き、感染症が地域の金融経済情勢に及ぼす影響を注視していく。なお、講演活動やその他の広報活動等については、感染症の地域毎の状況も踏まえながら、適切に対応していくとともに、必要に応じてオンライン等を活用した代替の取り組みを強化していく。

7. 対外コミュニケーションの強化

（具体的施策の達成状況）

- ・ 日本銀行法に基づき、以下の通り、金融政策運営や業務運営の状況を公表した。
 - 金融政策決定会合の議事要旨・議事録の公表
 - 「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会への提出・公表（2年6月及び12月）
 - 「令和元年度業務概況書」の公表（2年5月）
- ・ また、金融政策運営や業務運営について、以下のような様々な手段を通じて情報発信を行い、政策意図の理解浸透などに努めた。
 - 金融政策運営に関する決定の対外公表文（「当面の金融政策運営について」等）、展望レポート（2年4月、7月、10月、3年1月）、「金融政策決定会合における主な意見」
 - 「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」（3年3月）
 - 正副総裁・審議委員による記者会見や講演・寄稿など（金融経済懇談会は、2年8月以降にオンライン形式で実施）。
- ・ このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により対面活動に影響が生じたなか、

デジタルコンテンツの拡充やオンラインの活用を図りつつ、以下のような、多様な対象層に向けた親しみ易く分かり易い広報活動を展開し、金融政策運営や業務運営の理解促進などに努めた。

- ▶ 本支店のホームページへの公表資料の掲載のほか、ソーシャルメディアの活用などを通じて、幅広い層に対して迅速かつ的確に情報発信を行った（日本銀行ホームページのアクセス件数 604 百万件、うち英語版 387 百万件、支店ホームページのアクセス件数 4.7 百万件、Twitter のフォロワー数 141 千人、Facebook のフォロワー数 4.6 千人）。
 - ▶ 広報誌「にちぎん」について、政策・業務に関する内容を分かり易く取り上げるなど、記事内容の充実を図った。
 - ▶ 本支店の見学案内については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のほか、自治体の要請など地域毎の状況に応じて運営した。本店では、上期は実施を見合わせ、下期より受入人数を絞り込むなど、感染拡大防止策を講じて再開したほか、支店については、各店の受入体制も踏まえて慎重に対応した（本店見学者数 1.2 千人、支店見学者数 0.8 千人）。この間、3D・VR 映像を活用したオンライン本店見学「おうちで、にちぎん」を公開した（ホームページのアクセス件数 88 千件）。
 - ▶ デジタルコンテンツの拡充やオンラインを活用した各種広報イベントの開催を通じて、政策・業務の理解を深める機会を提供した。例えば、例年開催している親子見学会（小中学生向け）に代わり、日本銀行ホームページを通じてその一部を自宅等で体験できるようにした。また、貨幣博物館ホームページにおいて、教育用コンテンツなどを紹介する「おうちミュージアム」を公開した。このほか、「日銀グランプリ」（大学生向け小論文コンクール。応募件数 112 件）を複数の会場をリモート接続する形で開催した。
 - ▶ 若年層向けに、日本銀行の機能・役割等に関する講義を実施した。本店では、大学等で行う「出張講座」をオンライン形式で開催した（6 先）。
- 金融政策運営や業務運営について積極的に英文による情報発信を行った。
 - 以下のような取り組みを通じ、政策や業務に関する国民各層の意見やニーズの把握に努めた。
 - ▶ 金融機関や企業、経済団体、学界、その他業務運営上の繋がりのある関係者などとの、従来の対面形式のほか、オンライン形式による面談や意見交換の実施。
 - ▶ 電話・メール等による一般照会への適切な対応（本店照会受付件数 3.7 千件＜営業目的、宛先相違とみられるもの等を除く＞）。

- ・ 貨幣博物館、旧小樽支店金融資料館については、所在する地域の感染症の状況のほか、政府や自治体の要請等を踏まえて、一時休館としたほか、開館時には必要な感染拡大防止策を講じるなど、適切に運営した。ただし、感染症の影響により、来館者数は例年の水準を下回り、それぞれ 24 千人、23 千人となった。
- ・ 日本銀行アーカイブを公文書等の管理に関する法律及び同法施行令に基づく国立公文書館等として適切に運営し、利用請求件数は 98 件、歴史的公文の受入は 1,751 冊となった。
- ・ 金融経済情勢などに関する調査・分析の成果を、日銀レビュー（17 本）、ワーキングペーパー（13 本）、ディスカッションペーパー（25 本）、調査論文（7 本）等により公表した。
- ・ 感染症の影響により、国際コンファランスなど当初予定していた会合の一部は中止となったが、オンラインを活用し、東京大学との共催によるビッグデータフォーラム（2 年 11 月）などを開催した。
- ・ 日本銀行作成統計について、環境変化に応じた見直しや基準改定、拡充などを適切に実施した。
 - 短観について、新たな調査項目である「海外での事業活動」の公表を開始した（2 年 7 月）。
 - 国際収支統計について、政府の「統計改革の基本方針」を踏まえ、再投資収益の計上方法を見直したほか、貿易収支の内訳項目の新規公表を開始した（2 年 11 月）。
 - 企業物価指数について、2020 年基準改定に向けた作業を進め、改定の基本方針を公表した（3 年 3 月）。
- ・ 日本銀行作成統計について、以下の施策を通じて、統計の理解深耕を促進した。
 - 国際収支統計の見直しの背景や概要などを解説した「「統計改革の基本方針」を踏まえた国際収支統計の作成・公表内容の一部見直しについて」を公表した（2 年 10 月）。
 - 企業物価指数・企業向けサービス価格指数について、品質調整方法における新たな推計手法を解説した調査論文を公表した（2 年 10 月）。
- ・ 金融広報中央委員会の事務局として、金融広報を取り巻く環境変化を踏まえながら、関係行政機関・団体等と連携・協力しつつ、幅広く金融広報活動を展開した。2 年度は、感染症による対面活動への影響が生じたなか、オンラインを活用して、金融教育セミナーやイベントの実施、「金融リテラシー講座」の提供に取り組んだほか、SNS を活用するなど、スマートフォンを意識した新コンテンツの発信に取り組んだ。

(課題に即した達成状況の評価)

金融政策運営や業務運営について、様々な手段を通じて、一般向けを含めた国内外への情報発信を行い、政策意図の理解浸透などに努めた。情報発信にあたっては、感染症による対面活動への影響がみられたなか、オンラインの活用やデジタルコンテンツの拡充を図った。

また、金融機関や企業などとの意見交換や、一般照会への適切な対応などを通じ、日本銀行に対する意見やニーズなどの把握に努めた。

日本銀行作成統計については、環境変化に応じた見直しや基準改定を進めたほか、利用者の利便性向上に資する取り組みを実施した。

金融広報中央委員会の事務局として、金融広報を取り巻く環境変化を踏まえつつ金融広報活動を展開し、金融リテラシーの向上に貢献した。

以上より、対外コミュニケーションの強化については、感染症による対面活動への影響がみられたものの、オンラインの活用やデジタルコンテンツの拡充を図りながら、進展したと評価することができる。3年度も、引き続き、多様な媒体を活用しつつ、金融政策や業務運営に関する多角的かつ効果的な内外への情報発信や、ネットワークの維持・強化を通じ、意見・ニーズの積極的かつ丁寧な把握などに努めていく。なお、広報活動の一部については、感染症の状況を踏まえて適切に実施していくとともに、デジタル化やオンライン化の進展を踏まえた取り組みを強化していく。

IV 組織運営面の概況

1. 経費決算・予算

令和2年度の経費支出については、予算に沿って中期経営計画の遂行に必要な支出を適正に行った。その結果、令和2年度の経費決算は、前年度比0.6%減少（▲11億円）し、1,988億円となった。令和3年度の経費予算については、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な予算を確保しつつ、予算見積の精緻化等を通じて適切な経費予算の編成に取り組んだ。

2. IT投資

中期経営計画の遂行に必要なシステム開発を、開発効率の向上や開発案件のスリム化などに努めながら着実に行った。令和2年度のシステム開発規模は、13,354人月（うち外部委託分10,239人月）となった。

3. 人員

令和2年度は、定員（常勤職員数の最高限度）4,900人の範囲内で、中期経営計画の遂行に必要な人員を確保した。令和3年3月末の常勤職員数は、必要な要員について増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めた結果、4,634人となり、前年度末に比べ8人増加した。

（図表9）常勤職員数

（単位：人）

	令和3年3月末	(前年同月末)
常勤職員数	4,634	(4,626)
本店 ^(注)	2,750	(2,738)
支店	1,814	(1,817)
国内事務所	47	(47)
海外駐在員事務所	23	(24)

（注）電算センター及び発券センターの職員は本店に含まれる。

給与面では、役員については、役員手当の引き下げにより、令和2年度の年収を元年度対比0.4%引き下げた。

職員については、管理職を除く職員の定例給与を+0.1%改訂（ベア）するとともに、賞与の支給条件について令和2年5月及び11月賞与の支給率（ベアによる増加分を除く）を、管理職以外の職員については2.173か月（管理職については2.319か月）とした。この結果、年収ベースでは、0.1%の引き下げとなった。

4. 組織運営面の対応

日本銀行は、中期経営計画（2019～2023年度）に掲げた業務運営面の課題に取り組むため、組織運営面で、環境変化に応じた業務推進とそれを支える人材の確保、業務リスクの適切な管理、業務継続力の強化に関する諸施策を実施した。

具体的には、タブレット端末やテレビ会議システムについて、新型コロナウイルス感染症への対応（Ⅲ. 参照）も含め、活用の範囲を大きく拡大し、情報技術にかかる取り組みを推進した。また、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフの確保、ダイバーシティの一層の推進、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実の観点からの働き方の多様化・柔軟化の着実な実現に向けて、以下の取り組みを実施した。

- 各種研修等について、オンラインも導入しながら充実させたほか、海外も含め、外部との人材交流にも、引き続き積極的に取り組んだ。
- 平成28年3月に策定、公表した「女性の活躍推進に関する行動計画」のもとで、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにし、職員全員にとって働きやすい職場環境を整備するための取り組みを進めた。また、上記の行動計画の計画期間が令和2年度末に満了することから、令和3年3月に「女性の活躍推進に関する行動計画（第2期）」を策定、公表した。このほか、「次世代育成支援のための行動計画（第4期）」のもとで、引き続き、職員の仕事と子育て等との両立を図るための雇用環境や労働条件の整備等を進めた。
- 令和3年度採用について、企画役級以上^(注)の職員の候補となる総合職・特定職のうち30%を目途として女性を採用した。

(注)「企画役級以上」は、日本銀行において所管業務の遂行について総轄的な役割を果たし、部門内の組織の運営・管理を担う役職を指す。

このほか、業務継続に関して、新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、東日本大震災や熊本地震、大規模な風水害の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に関する被災想定の見直し等も踏まえながら、本支店の被災時の対応力強化に向けた施策を着実に進めるなど、業務継続力の強化に関する施策を実施した。

5. 内部検査実施状況

日本銀行の内部検査については、事務の適正な処理、各種業務リスクの適切な管理、職務の公正な遂行などの視点から、検査室が本店、支店及び事務所の事務の処理の検査を行い、その結果を政策委員会に報告している。令和2年度は、本店5局研究所（企画局、国際局、業務局、システム情報局、金融研究所）、6支店（新潟、静岡、大阪、神戸、岡山、福岡）及び国内1事務所（佐賀）の検査を実施した。

V 決算の状況

1. 令和2年度決算

第136回事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。以下、「令和2年度」という。）の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書は、令和3年5月27日公表の「第136回事業年度（令和2年度）決算等について」のとおりである。

このうち、令和2年度の財務諸表については、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出し、その承認を受けたほか、令和2年度の財務諸表にかかる附属明細書についても、監事監査において、「財務諸表の記載内容を適正に補足している」と認められた。

令和2年度決算の概要は以下のとおりである。

（1）資産・負債、損益等の状況

令和2年度末における資産・負債の状況をみると、総資産残高は、貸出金や国債を中心に前年度末と比べ110兆720億円増加（+18.2%）し、714兆5,566億円となった。また、総負債残高は、預金（当座預金）を中心に前年度末と比べ110兆834億円増加（+18.3%）し、710兆206億円となった（図表10～11参照）。

—— 主な資産の増減状況についてみると、貸出金が、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等の増加から、125兆8,402億円と前年度末を71兆5,116億円上回った。また、資産買入れを進めるなか、国債は、532兆1,652億円と前年度末を46兆2,471億円上回ったほか、金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）は、35兆8,796億円と前年度末を6兆1,606億円上回った。

—— 主な負債の増減状況についてみると、当座預金が、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ及び国債の買入れ等を通じた資金供給により、522兆5,703億円と前年度末を127兆3,142億円上回った。この間、日本銀行券の発行残高は、116兆116億円と前年度末を6兆3,951億円上回った。

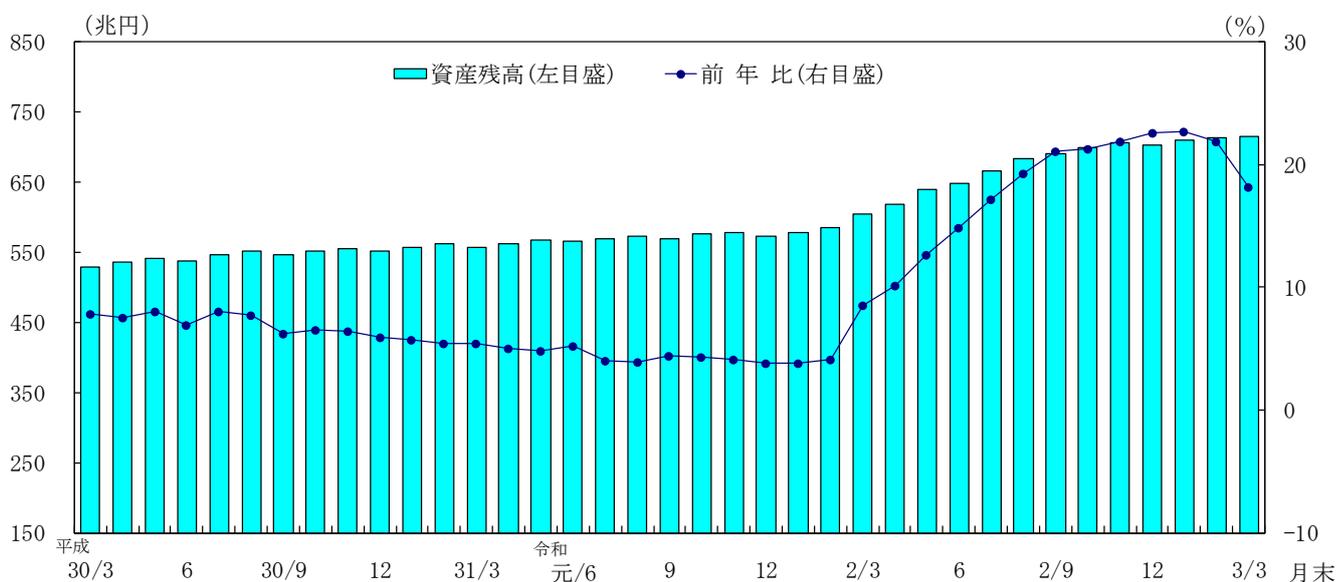
令和2年度の損益の状況についてみると、経常利益は、前年度比3,388億円増益の1兆9,764億円となった。これは、為替円安に伴い外国為替関係損益が益超に転化したことや、金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用益が増加となったこと等によるものである（図表12～20参照）。

特別損益は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、債券取引損失引当金の積立てを行ったほか、外国為替関係損益が益超となったことを受け、外国為替等取引損失引当金の積立てを行ったこと等から、▲5,234億円となった。

法人税、住民税及び事業税を差し引いた後の当期剰余金は、前年度比761億円減少の1兆2,191億円となり、ここから法定準備金積立額609億円（当期剰余金の5%）、配当金（500万円、払込出資金額の年5%の割合）を差し引いた残額1兆1,581億円を国庫に納付することとした。

令和2年度末の自己資本比率（剰余金処分後）は、8.87%と、前年度末（8.79%）に比べ上昇した（図表21～22参照）。

（図表10）資産残高の推移



(図表 1 1) 主な資産・負債の増減状況等

(単位： 億円、() 内は前年度末比%、〈 〉 内は前年度末比増減額、億円)

	元年度末	2 年度末	2 年度末における前年度末比増減要因
資産合計	6,044,846 (+8.5) 〈+474,602〉	7,145,566 (+18.2) 〈+1,100,720〉	貸出金、国債を中心に増加。
うち 国債 (短期国債を 含む)	4,859,181 (+3.4) 〈+159,642〉	5,321,652 (+9.5) 〈+462,471〉	国債の買入額及び引受額が償還額を上回ったことから増加。
コマーシャル・ペーパー等	25,518 (+25.0) 〈+5,098〉	28,764 (+12.7) 〈+3,246〉	コマーシャル・ペーパー等の買入額が償還額を上回ったことから増加。
社債	32,208 (+0.4) 〈+141〉	74,984 (2.3 倍) 〈+42,776〉	社債の買入額が償還額を上回ったことから増加。
金銭の信託 (信託財産株式)	7,277 (▲18.9) 〈▲1,692〉	5,810 (▲20.2) 〈▲1,466〉	保有株式の売却により減少。
金銭の信託 (信託財産指数連動型上場投資信託)	297,189 (+19.9) 〈+49,340〉	358,796 (+20.7) 〈+61,606〉	指数連動型上場投資信託受益権の買入に伴い増加。
金銭の信託 (信託財産不動産投資信託)	5,753 (+11.1) 〈+574〉	6,668 (+15.9) 〈+915〉	不動産投資法人投資口の買入に伴い増加。
貸出金	543,286 (+14.5) 〈+68,924〉	1,258,402 (2.3 倍) 〈+715,116〉	新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等の増加により増加。
外国為替	259,662 (3.9 倍) 〈+192,340〉	76,787 (▲70.4) 〈▲182,875〉	米ドル資金供給オペによる外貨貸付金の減少を主因に減少。
負債合計	5,999,372 (+8.4) 〈+467,226〉	7,100,206 (+18.3) 〈+1,100,834〉	預金を中心に増加。
うち 発行銀行券	1,096,165 (+1.9) 〈+20,573〉	1,160,116 (+5.8) 〈+63,951〉	銀行券需要の状況を映じて増加。
預金	4,470,762 (+6.1) 〈+256,979〉	5,493,727 (+22.9) 〈+1,022,964〉	当座預金 (残高 522.5 兆円) は、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの実施等により増加 (前年度末比+127.3 兆円)。
政府預金	126,338 (▲27.9) 〈▲48,889〉	369,179 (2.9 倍) 〈+242,840〉	国庫の資金繰りの状況を映じて増加。
売現先勘定	241,163 (126.4 倍) 〈+239,255〉	5,947 (▲97.5) 〈▲235,215〉	米ドル資金供給用担保国債供給の減少を主因に減少。

(参考)「貸出支援基金」による貸付金の残高

(単位:億円)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
貸付金合計	486,452	517,414	624,122
成長基盤強化を支援するための資金供給	89,226	89,276	81,579
貸出増加を支援するための資金供給	397,226	428,138	542,543

(注)「貸出支援基金」による貸付金の残高には、「貸出金」には含まれない外貨建ての貸付金を含む。

(図表 1 2) 主な損益の増減状況等

(単位： 億円、() 内は前年度比%、〈 〉 内は前年度比増減額、億円)

	元年度	2 年度	2 年度における前年度比増減要因
経常利益	16,375 (▲18.2) 〈▲3,633〉	19,764 (+20.7) 〈+3,388〉	外国為替関係損益の益超転化等を主因に増益。
うち経常収入	13,170 〈▲919〉	11,646 〈▲1,524〉	国債利息収入の減少等から減収。
長期国債関係損益	— 〈—〉	— 〈—〉	—
外国為替関係損益	▲2,144 〈▲4,401〉	2,478 〈+4,622〉	外貨建資産の円換算に用いる外国為替相場の状況を映じて益超に転化。
金銭の信託(信託財産株式)運用損益	2,050 〈▲459〉	2,505 〈+454〉	株式の処分に伴う利益の計上を主因に益超幅が拡大。
金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益	6,047 〈+1,630〉	7,275 〈+1,228〉	指数連動型上場投資信託の分配金等の増加により益超幅が拡大。
金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益	79 〈▲132〉	292 〈+212〉	不動産投資信託の分配金等の増加により益超幅が拡大。
補完当座預金制度利息	▲1,882 〈▲16〉	▲2,179 〈▲296〉	補完当座預金制度にかかる残高の状況を映じて支払利息が増加。
特別損益	▲2,706 〈+6,554〉	▲5,234 〈▲2,527〉	—
うち債券取引損失引当金	▲3,837 〈+4,317〉	▲3,987 〈▲150〉	長期国債からの利息収入(有利子負債見合い部分)と有利子負債に対する利払費用との差額の50%を積立て。
外国為替等取引損失引当金	1,072 〈+2,200〉	▲1,239 〈▲2,311〉	外国為替関係損益における益超額の50%を積立て。
税引前当期剰余金	13,669 (+27.2) 〈+2,921〉	14,529 (+6.3) 〈+860〉	—
法人税、住民税及び事業税	716 〈▲4,162〉	2,338 〈+1,622〉	法人税、住民税及び事業税を計上。
当期剰余金	12,952 (2.2倍) 〈+7,083〉	12,191 (▲5.9) 〈▲761〉	—

(注1) 経常収入は、貸出金利息、買現先利息、国債利息、コマーシャル・ペーパー等利息、社債利息、外貨債券利息、外貨債券貸出料、外貨預け金等利息の合計額。

(注2) 長期国債関係損益は、国債(長期)売却損益。

(注3) 外国為替関係損益は、外国為替収益又は同費用のうち為替差損益の額。

(注4) 補完当座預金制度利息は、プラス金利に係る利息(▲2,464億円)とマイナス金利に係る利息(285億円)との差額。

(注5) 各種引当金の▲符号は、積立て(減益要因)を示す。

(注6) 日本銀行の利益は、その大部分が銀行券の独占的発行権に基づくものであることから、所要の経費や税金を支払った後の税引後当期剰余金は準備金や配当に充てられるものを除き、総て国庫に納付されることとなっている。その際、この納付金は、法人税及び事業税にかかる課税所得の算定上、損金(無税)の扱いとされている。

(2) 参考計数

① 損益関係

(図表 1 3) 長期国債関係損益の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
長期国債関係損益	---	---	---	---	---
売却益	---	---	---	---	---
売却損	---	---	---	---	---

(図表 1 4) 外国為替関係損益の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
外国為替関係損益 (為替差損益)	2,257	▲2,144	2,478	▲1,039	3,517

(図表 1 5) 金銭の信託(信託財産株式)運用損益の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産株式) 運用損益	2,510	2,050	2,505	972	1,532
配当金等	580	451	333	163	169
減損	▲42	▲224	▲3	▲47	44
売却損益	1,972	1,823	2,176	856	1,319

(図表 1 6) 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産指数連動 型上場投資信託)運用損益	4,416	6,047	7,275	6,759	516
配当金等	4,416	6,047	7,275	6,759	516
減損	---	---	---	---	---
売却損益	---	---	---	---	---

(図表 1 7) 金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産不動産投 資信託)運用損益	211	79	292	143	148
配当金等	211	239	292	143	148
減損	---	▲159	---	---	---
売却損益	---	---	---	---	---

(図表 18) 経常収入の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
経常収入	14,090	13,170	11,646	6,119	5,527
円貨資産	12,828	11,952	10,872	5,527	5,344
貸出金	0	0	0	0	0
買現先勘定	0	▲0	---	---	---
国債	12,839	11,960	10,866	5,524	5,341
短期国債	▲227	▲192	▲529	▲230	▲298
長期国債	13,066	12,153	11,396	5,755	5,640
コマーシャル・ペーパー等	▲0	0	▲3	1	▲4
社債	▲10	▲7	8	1	7
外貨資産	1,262	1,218	774	591	182

(図表 19) 運用資産平残の推移

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
運用資産合計(平残)	5,235,630	5,430,323	6,399,363	6,136,086	6,664,087
円貨資産	5,168,533	5,359,330	6,255,687	5,918,009	6,595,221
貸出金	464,806	478,771	913,866	708,542	1,120,318
買現先勘定	0	251	---	---	---
国債	4,649,075	4,826,326	5,246,099	5,126,707	5,366,146
短期国債	154,296	103,544	348,527	296,413	400,927
長期国債	4,494,778	4,722,781	4,897,572	4,830,293	4,965,219
コマーシャル・ペーパー等	22,648	22,020	42,239	41,032	43,453
社債	32,002	31,961	53,482	41,726	65,302
外貨資産	67,097	70,992	143,675	218,077	68,865

(図表 20) 運用資産利回りの推移

(単位:%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
				上半期	下半期
運用資産合計(利回り)	0.269	0.242	0.181	0.198	0.166
円貨資産	0.248	0.223	0.173	0.186	0.162
貸出金	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
買現先勘定	0.000	▲0.093	---	---	---
国債	0.276	0.247	0.207	0.214	0.199
短期国債	▲0.147	▲0.186	▲0.152	▲0.155	▲0.149
長期国債	0.290	0.257	0.232	0.237	0.227
コマーシャル・ペーパー等	▲0.002	0.001	▲0.007	0.006	▲0.020
社債	▲0.033	▲0.024	0.016	0.008	0.021
外貨資産	1.881	1.716	0.538	0.540	0.532

② 自己資本関係

(図表 2 1) 自己資本残高及び自己資本比率

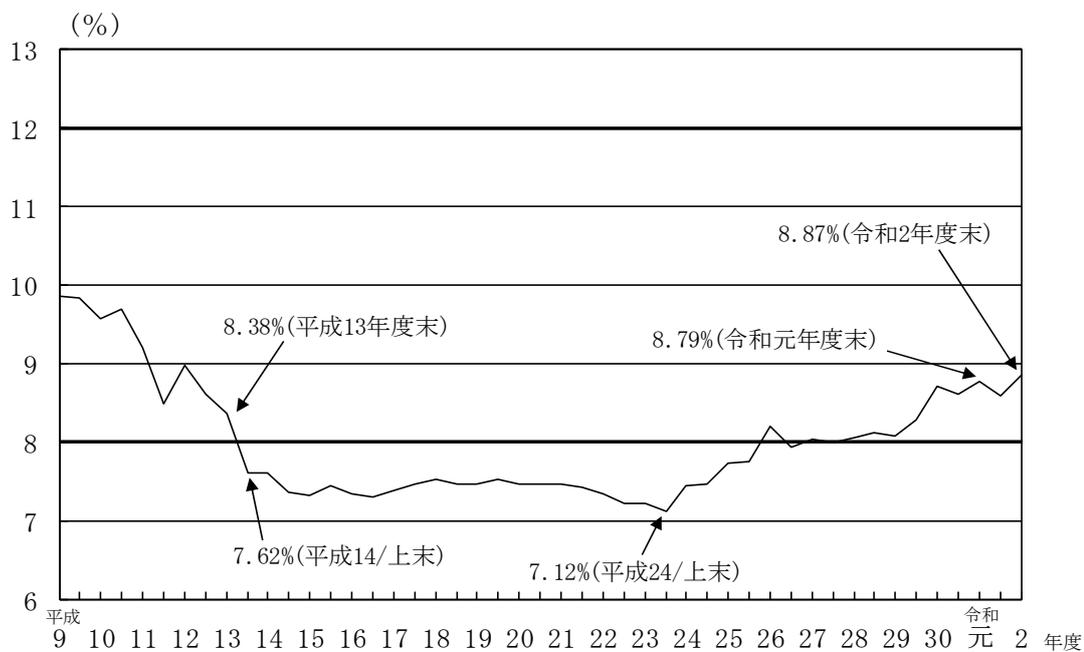
(単位:億円)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	前年度末比 増減	(参考)
					令和2年度 上半期末
資本勘定(A)	32,521	33,168	33,778	+609	33,168
資本金	1	1	1	---	1
法定準備金等	32,520	33,167	33,777	+609	33,167
引当金勘定(B)	59,303	62,068	67,294	+5,226	63,522
貸倒引当金(特定を除く)	---	---	---	---	---
債券取引損失引当金	44,155	47,992	51,980	+3,987	49,966
外国為替等取引損失引当金	15,147	14,075	15,314	+1,239	13,555
自己資本残高(A)+(B)=(C)	91,824	95,237	101,073	+5,836	96,691
銀行券平均発行残高(D)	1,053,916	1,082,752	1,138,214	+55,462	1,124,588
自己資本比率(C)/(D)×100	8.71%	8.79%	8.87%	+0.08%	8.59%

(注1) 法定準備金等には特別準備金(13百万円)を含む。

(注2) 自己資本残高については、円単位での計算後、億円未満を切り捨てているため、表中の計算結果と必ずしも一致しない。

(図表 2 2) 自己資本比率の推移



③ 保有有価証券関係

(図表 2 3) 保有有価証券の時価情報

<国債> (単位：億円)

	価 額	時 価	評価損益
2/3 月末	4,859,181	4,993,620	134,439
3/3 月末	5,321,652	5,415,966	94,314

<コマーシャル・ペーパー等>

2/3 月末	25,518	25,518	—
3/3 月末	28,764	28,764	—

<社債>

2/3 月末	32,208	32,102	▲105
3/3 月末	74,984	74,787	▲197

<金銭の信託（信託財産株式）>

2/3 月末	7,082	15,311	8,228
3/3 月末	5,661	17,364	11,702

<金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）>

2/3 月末	309,122	312,203	3,081
3/3 月末	360,649	515,093	154,444

<金銭の信託（信託財産不動産投資信託）>

2/3 月末	5,755	6,222	467
3/3 月末	6,574	8,504	1,929

(注1) 金銭の信託は、信託財産（約定ベース）のみを対象としているため、上記の帳簿価額は貸借対照表価額とは必ずしも一致しない。

(注2) 時価は、期末日における市場価格等に基づいている。

2. 令和2年度経費決算等

第136回事業年度（令和2年度）経費決算は、「国庫国債事務費」および「銀行券製造費」が増加したものの、「固定資産取得費」が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響等により「交通通信費」等の幅広い科目が減少したことから、全体では前年度比0.6%減少（▲11億円）し、総額1,988億円となった。

（図表24）第136回事業年度（令和2年度）経費決算

科 目		当 初 予 算 額	予 算 現 額	決 算 額	剰 余 額	前年度決算額 比較増減(▲)
銀行券製造費	銀行券製造費	53,923,404,000	53,923,404,000	53,923,380,000	24,000	1,496,188,000
国庫国債事務費	国庫国債事務費	20,549,844,000	20,549,844,000	19,648,159,845	901,684,155	2,747,292,656
給 与 等	役 員 給 与	432,821,000	432,821,000	429,811,400	3,009,600	▲ 2,929,700
	職 員 給 与	42,155,660,000	42,155,660,000	40,954,366,665	1,201,293,335	▲ 621,312,943
	退 職 手 当	10,545,649,000	10,545,649,000	9,904,449,478	641,199,522	▲ 305,925,495
	小 計	53,134,130,000	53,134,130,000	51,288,627,543	1,845,502,457	▲ 930,168,138
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,187,263,000	2,187,263,000	1,127,489,324	1,059,773,676	▲ 838,715,607
	通 信 費	2,160,020,000	2,160,020,000	2,025,877,440	134,142,560	1,874,066
	小 計	4,347,283,000	4,347,283,000	3,153,366,764	1,193,916,236	▲ 836,841,541
修 繕 費	修 繕 費	2,338,222,000	2,338,222,000	2,295,742,001	42,479,999	▲ 319,446,202
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,136,148,000	1,136,148,000	1,026,006,233	110,141,767	▲ 126,742,121
	光 熱 水 道 費	1,892,815,000	1,892,815,000	1,548,737,105	344,077,895	▲ 114,109,878
	建 物 機 械 等 賃 借 料	6,914,564,000	6,914,564,000	6,663,096,686	251,467,314	▲ 49,982,800
	建 物 機 械 等 保 守 料	11,664,554,000	11,664,554,000	11,127,664,624	536,889,376	934,881,305
	事 務 費	31,826,919,000	31,826,919,000	29,487,806,655	2,339,112,345	▲ 2,048,387,725
	小 計	53,435,000,000	53,435,000,000	49,853,311,303	3,581,688,697	▲ 1,404,341,219
合計（固定資産取得費、予備費を除く）		187,727,883,000	187,727,883,000	180,162,587,456	7,565,295,544	752,683,556
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	19,091,405,000	19,091,405,000	18,657,073,440	434,331,560	▲ 1,857,653,475
	う ち 認 可 対 象 分	4,456,878,000	4,456,878,000	4,342,246,539	114,631,461	▲ 494,206,909
予 備 費	予 備 費	1,000,000,000	1,000,000,000	0	1,000,000,000	0
合 計		207,819,288,000	207,819,288,000	198,819,660,896	8,999,627,104	▲ 1,104,969,919
	う ち 認 可 対 象 分	193,184,761,000	193,184,761,000	184,504,833,995	8,679,927,005	258,476,647

（注）認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。これについて当該事業年度の「決算報告書」を作成し、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出している。
業務用不動産にかかる固定資産取得費は認可対象外であるが、認可対象分と同様に、監事監査において「経費支出の状況を適正に示している」と認められた。
予算現額は、当初予算額に、予備費の使用額、予算の移し替えに伴う増減額を加えた額である。
2年度においては、予備費の使用、予算の移し替えはなかった。

業務分野毎の経費は下表のとおりとなった。

(図表 2 5) 業務分野毎の経費 (令和 2 年度)

(単位：百万円)

分 野	経 費	前年度比増減	
		前年度比増減	構成比 (%)
発券関係業務	85,429	+1,043	42.9
金融政策関係業務	21,347	▲1,266	10.7
金融システム関係業務	18,191	▲251	9.1
決済システム関係業務	29,331	▲445	14.7
国庫・国債・その他政府関係業務	44,726	+1,187	22.5
合 計	199,024	+268	100.0

(注 1) 損益計算書上の経費 (1,990 億円) を対象に作成している。なお、計数は単位未満四捨五入としている。

(注 2) 日本銀行が行っている国際金融、調査・研究・統計などの業務や対外的な説明活動、組織運営面の取り組みに関する経費は、上記の各業務分野に幅広く共通して関係するため、各業務分野の経費に按分のうえ含めている。

（付 1） 監事監査の概況

監事が日本銀行法の規定等に基づき、令和 2 年度（一部 3 年度）に実施した監査の概要は以下のとおりである。

1. 事業年度財務諸表等に関する監査

（1） 第 1 3 5 回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和 2 年 5 月に、第 1 3 5 回事業年度（令和元年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 2 年 3 月 3 1 日現在の財産の状況、2 年 3 月 3 1 日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び元年 1 0 月 1 日から 2 年 3 月 3 1 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

（2） 第 1 3 6 回事業年度上半期財務諸表等の監査

監事は、令和 2 年 1 0 月から 1 1 月にかけて、第 1 3 6 回事業年度（令和 2 年度）上半期に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 2 年 9 月 3 0 日現在の財産の状況及び 2 年 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

（3） 第 1 3 6 回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和 3 年 4 月から 5 月にかけて、第 1 3 6 回事業年度（令和 2 年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 3 年 3 月 3 1 日現在の財産の状況、3 年 3 月 3 1 日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び 2 年 1 0 月 1 日から 3 年 3 月 3 1 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

2. 銀行券、有価証券、帳簿等の監査

監事は、令和2年度中、本店及び支店が保管・管理する銀行券、有価証券、帳簿等について、本店7局室研究所及び支店23か店において監査を延べ37回実施した。

3. 業務・経費の執行状況についての監査

監事は、令和2年度中、業務・経費の執行状況に関する監査として、支店23か店のほか、国内8事務所の監査を実施した。また、本店各局室研究所の業務・経費の執行状況について所管部局の概況説明を受けるとともに、重要案件について随時、説明・報告の聴取（概況説明を含め151件）、回議等関係書類の閲覧（299件）、営業所等施設の視察（8件）等を行った。

(付2) 政策委員会主要議事事項一覧

(令和2年4月～令和3年3月)

令和2年4月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件 (4月27日)
- 資産買入れ方針の決定に関する件 (4月27日)
- 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」の一部改正等の決定に関する件 (4月27日)
- 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の制定等の決定に関する件 (4月27日)
- 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正の決定に関する件 (4月27日)
- 「金融緩和の強化について」の公表に関する件 (4月27日)
- 「経済・物価情勢の展望 (2020年4月)」の基本的見解を決定する件 (4月27日)
- 金融政策決定会合の議事要旨 (2020年3月16日開催分)に関する件 (4月27日)

(2) 通常会合関係

- 参与の推薦に関する件 (4月10日)
- 理事の推薦に関する件 (4月10日)
- 政策委員会月報 (令和2年3月)に関する件 (4月24日)

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告 (4月24日)

令和2年5月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等の決定に関する件（5月22日）
- 金融市場調節方針の決定に関する件（5月22日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（5月22日）
- 「中小企業等の資金繰り支援のための「新たな資金供給手段」の導入」の公表に関する件（5月22日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（5月22日）

(2) 通常会合関係

- 第135回事業年度決算等に関する件（5月1日）
- 令和元年度の業務概況書の作成に関する件（5月15日）
- 政策委員会月報（令和2年4月）に関する件（5月22日）

2. 報告事項

- 本行におけるダイバーシティ推進の状況（5月15日）
- 2019年度下期の検査結果等（5月22日）

令和2年6月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（6月15・16日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（6月15・16日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月15・16日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年4月27日開催分）に関する件（6月15・16日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年5月22日開催分）に関する件（6月15・16日）

(2) 通常会合関係

- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月5日）

- 政策委員会月報（令和2年5月）に関する件（6月19日）
- 当面の考査運営方針に関する件（6月30日）

2. 報告事項

- 2019年度下期の本行システムの運行状況（6月5日）
- 2019年度IT投資計画の実績等（6月5日）
- 2020/3月末における本行バランスシートの状況（6月9日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（6月12日）
- 「ITの活用」に関する取り組み状況等（6月19日）
- 2019年度「不動産その他の重要な財産の取得または処分」に関する報告（6月19日）
- 令和元年度下期中の保有外貨資産の管理状況（6月26日）
- 中銀デジタル通貨（CBDC）に関する内外の状況と対応方針（6月30日）
- 令和元年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準（ラスパイレス指数）（6月30日）

令和2年7月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（7月14・15日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（7月14・15日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（7月14・15日）
- 「経済・物価情勢の展望（2020年7月）」の基本的見解を決定する件（7月14・15日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年6月15、16日開催分）に関する件（7月14・15日）
- 2021年の金融政策決定会合の開催予定日に関する件（7月14・15日）

(2) 通常会合関係

- 議長の職務を代理する者の決定に関する件（7月3日）
- 参与の推薦に関する件（7月21日）
- 政策委員会月報（令和2年6月）に関する件（7月21日）
- 金融取引等審査会委員の選任に関する件（7月28日）

2. 報告事項

- 業務リスク管理（7月3日）
- 最近のコンプライアンス会議の活動状況等（7月7日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（7月10日）

令和2年8月

1. 議決事項

通常会合関係

- 政策委員会月報（令和2年7月）に関する件（8月25日）
- 理事の推薦に関する件（8月25日）

2. 報告事項

該当なし

令和2年9月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（9月16・17日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（9月16・17日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月16・17日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年7月14、15日開催分）に関する件（9月16・17日）

(2) 通常会合関係

- 「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に関する件（9月25日）
- 参与の推薦に関する件（9月25日）

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（9月15日）

令和2年10月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（10月28・29日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（10月28・29日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月28・29日）
- 「経済・物価情勢の展望（2020年10月）」の基本的見解を決定する件（10月28・29日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年9月16、17日開催分）に関する件（10月28・29日）

(2) 通常会合関係

- 福井事務所の移転に関する件（10月13日）
- 政策委員会月報（令和2年8・9月）に関する件（10月20日）
- 第136回事業年度上半期財務諸表の作成等に関する件（10月30日）

2. 報告事項

- 金融システムレポート（10月16日）
- 最近の考査に準ずる調査結果の概要（10月20日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（10月27日）

令和2年11月

1. 議決事項

通常会合関係

- 「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入に関する件（11月10日）
- 政策委員会月報（令和2年10月）に関する件（11月20日）
- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（11月27日）
- 令和2年度の職員の給与等に関する件（11月27日）
- 役員給与の改訂に関する件（11月30日）

2. 報告事項

- 2020年度IT投資計画の進捗状況（9月末時点）と2021年度IT投資計画の策定に向けた取組み（11月13日）
- 最近の業務システムの運営（11月20日）

令和2年12月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（12月17・18日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（12月17・18日）
- 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等の決定に関する件（12月17・18日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月17・18日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年10月28、29日開催分）に関する件（12月17・18日）

(2) 通常会合関係

- 財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入に関する件（12月8日）
- 令和3年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月15日）
- 政策委員会月報（令和2年11月）に関する件（12月22日）
- 「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等に関する件（12月25日）

2. 報告事項

- 2020年度上期の検査結果等（12月1日）
- 最近の文書局および文書システムの業務運営（12月1日）
- 2020/9月末における本行バランスシートの状況（12月4日）
- 令和2年度上期中の保有外貨資産の管理状況（12月8日）
- 2020年度上期の本行システムの運行状況等（12月11日）
- 2021年度IT投資計画（案）（12月11日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（12月15日）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（12月22日）

- 発券系統における最近の業務運営と今後の課題（12月22日）

令和3年1月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（1月20・21日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（1月20・21日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月20・21日）
- 「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月20・21日）
- 「経済・物価情勢の展望（2021年1月）」の基本的見解を決定する件（1月20・21日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2020年12月17、18日開催分）に関する件（1月20・21日）

(2) 通常会合関係

- 政策委員会月報（令和2年12月）に関する件（1月19日）

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（1月19日）
- 最近の考査に準ずる調査結果の概要（1月26日）

令和3年2月

1. 議決事項

通常会合関係

- 令和3年度の銀行券発注高に関する件（2月2日）
- 理事の推薦に関する件（2月5日）
- 政策委員会月報（令和3年1月）に関する件（2月19日）

2. 報告事項

- 令和3年度経費予算編成（2月5日）
- 事務職員の2021年度採用見込みと2022年度採用方針（2月5日）

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」の基本的見解の決定に関する件（3月18・19日）
- 金融市場調節方針の決定に関する件（3月18・19日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（3月18・19日）
- 「貸出促進付利制度基本要領」の制定等の決定に関する件（3月18・19日）
- 「より効果的で持続的な金融緩和について」の公表に関する件（3月18・19日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2021年1月20、21日開催分）に関する件（3月18・19日）

(2) 通常会合関係

- 預金保険機構運営委員会の会議に出席する日本銀行理事を指名する件（3月16日）
- 第137回事業年度（令和3年度）経費予算の作成等に関する件（3月23日）
- 政策委員会月報（令和3年2月）に関する件（3月23日）
- 2021年度における中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関する件（3月26日）
- 2021年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月26日）
- 「2021年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月30日）

2. 報告事項

- 企業物価指数 2020年基準改定の基本方針（3月2日）
- 金融広報中央委員会の最近の活動報告（3月2日）
- 金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み（3月16日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（3月16日）
- 本行におけるダイバーシティ推進の状況（3月23日）

(付3) 役職員の給与・退職手当等

1. 役員報酬等

役員報酬等の支給状況

(単位：千円)

役名	令和2年度年間報酬等の総額		就任・退任の状況	
	報酬 (役員俸給)	賞与 (役員手当)	就任	退任
総 裁	35,296	24,120	11,176	
副総裁 (2人)	55,784	38,160	17,624	
審議委員 (6人)	159,330	109,951	49,379	2年7月1日1人 2年6月30日1人 3年3月31日1人
監 事 (3人)	46,999	31,680	15,319	3年3月31日1人
理 事 (6人)	132,403	86,224	46,179	2年5月11日1人 2年9月10日1人 3年3月3日1人 2年5月10日1人 2年9月10日1人 3年3月2日1人 3年3月31日1人

役員退職手当の支給状況 (令和2年度中の退職者)

(単位：千円)

区分	支給額 (総額)	在職 期間	退職年月日	業績 勘案率	摘要
審議委員	15,343	5年	2年6月30日	—	業績評価対象外
審議委員	15,343	5年	3年3月31日	—	業績評価対象外
監事	4,433	4年	3年3月31日	1.0	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。
理事	9,045	4年	2年5月10日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。
理事	4,711	2年1か月	2年9月10日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。

区分	支給額 (総額)	在職 期間	退職年月日	業績 勘案率	摘要
理事	9,045	4年	3年3月2日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。
理事	9,045	4年	3年3月31日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。

(注) 業績勘案率は、業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定。

2. 職員給与

主要役職の給与支給状況

(単位：千円)

	令和2年度の年間給与額 (平均)	
		うち俸給・賞与・ 職務手当計
局長・審議役級	19,929	19,800
参事役級	18,232	18,051
企画役級	14,510	14,400

(注) 「年間給与額」には、通勤手当および時間外勤務手当を含まない。

主要役職の退職手当支給状況

(単位：千円)

	退職一時金	企業年金 (年額)
局長・審議役級	30,427	2,582
参事役級	26,856	2,090
企画役級	23,696	2,017

(注) 「退職一時金」は、令和2年度中に当該役職で退職した職員への支給実績の平均値。また、「企業年金 (年額)」は、当該職員に対する年金支給予定額 (60歳支給の場合) の平均値。

(付4) 中期経営計画(2019~2023年度)¹

1. はじめに

この中期経営計画は、2019年度から2023年度までの日本銀行の業務・組織運営の基本方針を定めたものである。

本計画では、日本銀行が中期的に達成すべき課題を明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間とし、計画内容を基本的に固定する枠組みを採用している。

その上で、環境変化への対応力を確保するため、本計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、本計画の内容を柔軟に見直す方針としている。

2. 日本銀行の行動原則

日本銀行は、わが国の中央銀行として尊重すべき普遍的な理念を、以下のとおり行動原則として定め、役職員が日々の業務を遂行する際に常に意識すべきものと位置付けている。日本銀行は、この行動原則に基づく、政策・業務運営の適切な遂行を通じて、国民からの信認を確保していく。

公益の実現

日本銀行法に定められた目的と理念²を達成することにより、公益の実現を図る。

透明性の確保

外部との様々なネットワークを通じて、政策や業務についての説明責任を適切に果たす。

業務の質の向上

環境変化を適切に捉え、中央銀行サービスの質を高めていく。

¹ 本計画は、平成31年3月22日の政策委員会において決定された。

² 日本銀行法第1条において、日本銀行の目的を銀行券の発行、通貨及び金融の調節、信用秩序の維持と定めているほか、第2条において、物価の安定を通じて、国民経済の健全な発展に資することを、通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念と定めている。

公正な職務の遂行

役職員一人一人が、高いモラルを維持しつつ、公正に職務を遂行する。

経営資源の効果的・効率的活用

業務および組織の運営に当たっては、経営資源を効果的・効率的に活用する。

3. 環境認識および経営指針

中央銀行を取り巻く環境をみると、金融経済のグローバル化が引き続き進展するとともに、デジタル化等の情報技術の進歩と応用が加速しており、これが金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつある。また、わが国では、人口減少・高齢化等の社会的変化が金融経済に与える影響も大きくなってきている。広く経済社会に関しては、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)への取り組みが求められている。こうしたもとで、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりを増すとともに、環境変化に適切に対応することがより重要になってきている。

日本銀行は、こうした環境認識のもとで、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていくため、この中期経営計画において、以下の3つを経営指針とする。

(1) 使命達成に向けた組織全体の取り組み

日本銀行の使命は、「物価の安定」と「金融システムの安定」である。物価の安定に向けては、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を掲げている。これらの使命を将来にわたって着実に達成していくことが、国民全体の利益に繋がるとの認識を共有し、引き続き使命達成に向けて、組織の力を結集して取り組んでいく。その際、自らの政策や業務運営について、対外的に分かり易く説明するとともに、外部の意見にもしっかりと耳を傾けることが重要である。こうした観点から、国内外のネットワークの拡充を図りつつ、コミュニケーションを一層充実させていく。

(2) 環境変化への対応力の強化

中央銀行を取り巻く環境は大きく変化しており、これへの対応力を高めることが重要となっている。こうした観点から、業務の不断の見直しや効率化、経営資源の有効活用等を通じ、変化への対応に必要な体制整備を図っていく。また、中央銀行員としての高度な専門性を有する人材を育成するとともに、多様な人材の活用を推進し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、個々の職員が能力を存分に発揮できるよう、業務にかかる生産性の向上や働き方の多様化・柔軟化に資する環境を整備していく。

(3) 安定的かつ公正な業務の遂行

日本銀行の使命は、様々な中央銀行業務を通じて実現されるものであり、そうした業務を安定的かつ公正に遂行することが、国民から信認を得ていく上での起点である。また、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりを増しており、そうした動きは今後も続くとみられる。こうした点を踏まえ、日本銀行は、業務リスク管理を適切に行うとともに、長年培ってきた事務の確実性と現場力を維持・強化することを通じて、安定的な業務遂行を確保する。同時に、役職員による公正な職務遂行を引き続き徹底する。

4. 業務・組織運営に共通する情報技術にかかる取り組み

日本銀行は、普遍的な理念である行動原則、および本計画における軸となる経営指針のもとで、業務運営、組織運営の各々にかかる課題に取り組んでいく。その際、情報技術が金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつあることを踏まえ、情報技術にかかる取り組みを適切に進めていくことが、業務・組織運営の両面で重要となる。

業務運営においては、中長期的な視座に立ち、そうした影響が日本銀行の業務や業務の相手方となる金融機関等にどのように及ぶかを考慮しつつ、新たな課題への対応や必要な業務面の調整に前向きに取り組んでいく。また、組織運営においては、情報技術を一層積極的に活用し、本計画期間を通じて、業務の効率化や業務リスクの削減、経営資源の有効活用に幅広く取り組んでいく。これらの取り組みについては、政府と民間部門における情報技術の活用動向と調和をとりながら進める。

5. 業務運営面での取り組み

業務運営面においては、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 金融政策運営に資する適切な企画・立案

わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長を実現していく過程では、情報技術が及ぼす影響を含め、金融経済情勢に様々な変化が生じることが予想される。

こうした変化を適切に捉え、金融政策運営をしっかりと支えていく観点から、内外の金融経済情勢について、多様な視点からの調査・分析を適切に行っていく。

また、金融政策の効果や影響を多面的に分析した上で、機動的に政策の企画・立案を行っていく。その上で、金融政策運営に応じた適切な金融調節を実施する観点から、必要な体制の整備にも取り組んでいく。

(2) 金融システムの安定・機能度の向上

わが国経済の成長力強化を金融面から後押ししていくためには、金融システムの安定や機能度の向上が不可欠である。

そうした観点から、日本銀行の取引先選定や貸出関連などの業務を適切に企画・立案、運営していく。

また、個別金融機関の経営環境、経営戦略・業務運営やリスク管理の状況、収益力、資本基盤などについて、人口動態や情報技術が及ぼす影響も踏まえつつ、考査やモニタリングを通じて適切に把握していく。とりわけ、収益面での構造的な課題や内外での事業展開に伴うリスクプロファイルの変化を適切に勘案し、金融機関の経営実態を把握していく。その上で、情報技術も活用しながら、金融機関と経営課題を共有し、必要な取り組みを後押ししていく。

金融システムに関連する政策の企画・立案に際しては、引き続きマクロブルーデンスの視点を重視していく。その前提として、金融サービスの担い手の変化等も踏まえつつ、金融システム全体の安定性・機能度に関する調査・分析の充実を図っていく。

この間、金融システムの安定確保のため必要な場合には、個別金融機関ないし金融市場に対して、最後の貸し手機能を適切に発揮する。

これらの課題に取り組むに当たっては、関係機関と適切に連携していく。

(3) 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

新たな金融・決済サービスの拡がりや金融機関の業務運営の変化等の環境変化を的確に把握しつつ、決済ニーズの多様化や金融のグローバル化に応じたわが国決済サービスの高度化を図っていく。こうした観点から、国内外の幅広い担い手との対話を通じ、情報技術がもたらす新たな可能性や課題に関する議論や取り組みに中央銀行として積極的に貢献していく。

また、日銀ネットの機能を有効に活用し、日本円や日本国債のクロスボーダー決済の実現に向けた取り組み等を推進していくことに加え、新たな情報技術の中央銀行決済サービスへの適用可能性等に関する検討を幅広く進めていく。

この間、金融市場インフラに対して、それらを取り巻く環境変化を踏まえながら、オーバーサイトを適切に行っていく。

また、決済リスクの削減や市場機能の強化に向けて、国際的な観点も踏まえつつ、市場関係者などと密接に連携しながら、わが国の金融・資本市場基盤の整備に積極的に取り組んでいく。

(4) 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

発券業務については、新たな技術も取り入れながら、安心して銀行券や貨幣を使える環境整備に取り組んでいく。こうした観点から、現金の受払や鑑査等の業務を確実かつ安定的に遂行するほか、関係機関等との連携を図りつつ、銀行券のクリーン度に関する管理体制や偽造対策を強化していく。

また、現金の流通動向を的確に把握しつつ、それを踏まえた安定的かつ効率的な事務処理体制を構築していく。

銀行業務については、日々の日本銀行当座預金の決済や金融市場調節を正確かつ安定的に遂行する。国庫・国債業務については、多種多様な事務を確実に遂行する。

また、銀行業務、国庫・国債業務に関する今後の事務量の趨勢的な変化やこれら業務の相手方を取り巻く環境変化等を見極めつつ、安定的かつ効率的な事務処理体制等のあり方を検討していく。

(5) グローバル化に対応した国際金融面での貢献

グローバル化が進展し、金融機関や企業の対アジア取引が引き続き広がる中、わが国経済にとって、アジアなど国際的な金融経済の安定がより重要になっている。

こうした認識のもとで、国際通貨金融システムの安定確保に向けて、海外当局とも連携しつつ、中央銀行として、適切な役割を果たしていく。また、わが国としての立場も踏まえつつ、各種の国際的な会合において、主導的な役割を発揮していく。さらに、アジアの金融経済の安定確保に向けて、金融協力や技術支援等を充実させていく。

(6) 地域経済・金融に対する貢献

本支店や事務所の機能を活用し、各地域に対して、中央銀行サービスを適切に提供することなどを通じて、持続可能な発展の観点も踏まえつつ、地域経済・金融に貢献していく。

中央銀行サービスに関しては、災害時を含めて、各種の業務を安定的に遂行する。また、各地域における金融機関や企業、経済団体などとのきめ細かな意見交換を通じて、各地の金融経済情勢や地域にかかる課題を的確に把握していくとともに、内外の経済・金融に関する日本銀行の判断や、日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を丁寧に説明していく。こうした過程で得られた情報は、金融政策運営や業務運営に積極的に活用していく。

(7) 対外コミュニケーションの強化

日本銀行に対する信認を幅広く得ていく観点から、金融政策運営や業務運営について、専門家向けだけでなく一般向けを含めて、内外に分かり易い情報発信を行っていく。

また、日本銀行の政策・業務運営に密接な関係を有している金融機関とのコミュニケーションを一層強化していくとともに、企業や経済団体など幅広い分野の人々や組織との間でのネットワークを構築・強化し、政策や業務に関する意見やニーズなどを積極的かつ丁寧に把握していく。

こうした観点から、日本銀行ホームページをはじめとする多様な媒体を活用しつつ、多角的かつ効果的な情報の受発信に努めていくほか、本支店の見学の充実も図っていく。

調査・分析に関しては、その成果を効果的に発信していくとともに、日本銀行作成統計について、利便性向上や経済・産業構造の変化などの観点を踏まえつつ、適切に作成・公表していく。

このほか、国民の金融リテラシー向上に向けて、関係機関と連携しつつ、金融広報中央委員会などの活動を積極的に支援していく。

6. 組織運営面での取り組み

(1) 組織運営面の課題

組織運営面では、本支店・事務所の各部署が十分な連携を図りつつ、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

イ. 環境変化に応じた業務推進とそれを支える人材の確保

中央銀行として取り組むべき課題の拡がりや環境変化への対応の観点を踏まえ、高度な専門性の集積や長年培ってきた現場力の維持・強化を通じて、業務企画力の高度化を図っていく。また、情報技術を活用した事務プロセスの再構築や見直し、システム化による事務の効率化・安定化に積極的に取り組み、これらを通じて経営資源の一層の有効活用を図る。

人材面では、中央銀行員としての高度な専門性を有し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、新たな課題に取り組むための人材や国際的に活躍できる人材の育成を、働き方の変化も踏まえながら進めていく。また、女性や高年層の活躍の場を拡げていくなど、ダイバーシティを一層推進していく。さらに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実の観点から、働き方の多様化・柔軟化を着実に実現していく。これらにより、多様な人材が能力を存分に発揮できる職場づくりを進める。

ロ. 業務リスクの適切な管理

日本銀行が国民からの信認を確保していくためには、業務全般にわたり、安定的で確実な事務遂行を維持していく必要がある。こうした観点から、人員構成や働き方の変化を踏まえつつ、業務リスクの効果的な管理に向けて、

組織横断的な取り組みを行っていく。その際、情報技術を積極的に活用することにより、業務リスクの低減やリスク管理の効率化を進めていく。

また、業務リスクの管理に当たっては、公正な職務の遂行を確保することが不可欠である。こうした観点から、社会的適合性を意識したコンプライアンスの徹底や情報セキュリティ対策の推進に、引き続き取り組んでいく。

ハ. 業務継続力の強化

東日本大震災や熊本地震その他相次ぐ災害の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震などに関する被災想定の見直し等も踏まえつつ、日本銀行の経営資源を有効に活用しながら、業務継続体制のさらなる整備を進めていく。

(2) 経営資源に関する事項

イ. 人員

本計画で掲げた課題を着実に達成するため、必要な人員については増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の定員（常勤職員数の最高限度）については、こうした基本的な考え方に沿って、決定し、公表する。

ロ. 経費支出

本計画に掲げた課題を着実に達成するため、必要な経費は確保していく一方、支出全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の経費予算については、こうした考え方に沿って、決定し、公表する。

7. 事後評価

本計画に掲げた業務・組織運営面での課題を着実に実行し、機動的な資源配分の見直しに繋げていく観点から、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表する。また、計画全体の事後評価も行う。

以 上

(参考) 中期経営計画に関連した事項

1. 令和3年度経費予算³

令和3年度(第137回事業年度)経費予算⁴は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りにする事とした。

(単位：千円、%)

科 目		当年度予算額	前年度 当初予算比 増減率
銀行券製造費	銀行券製造費	54,291,715	0.7
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,749,787	5.8
給 与 等	役 員 給 与	429,737	▲0.7
	職 員 給 与	41,894,727	▲0.6
	退 職 手 当	10,493,058	▲0.5
	小 計	52,817,522	▲0.6
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,005,415	▲8.3
	通 信 費	2,268,860	5.0
	小 計	4,274,275	▲1.7
修 繕 費	修 繕 費	2,507,673	7.2
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,253,116	10.3
	光 熱 水 道 費	1,859,093	▲1.8
	建 物 機 械 等 賃 借 料	6,019,868	▲12.9
	建 物 機 械 等 保 守 料	10,228,136	▲12.3
	事 務 費	34,254,702	7.6
	小 計	53,614,915	0.3
合計(除く固定資産取得費、予備費)		189,255,887	0.8
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	22,547,616	18.1
	うち認可対象分 ^(注)	5,298,242	18.9
予 備 費	予 備 費	1,000,000	0.0
合 計		212,803,503	2.4
うち認可対象分 ^(注)		195,554,129	1.2

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

³ 本経費予算は、令和3年3月23日の政策委員会において決定された。

⁴ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている(日本銀行法第51条第1項等)。なお、文中及び表上の計数は単位未満四捨五入。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 30,657,593 千円（前年度比 +0.7%）を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 11,477 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、14,703 人月程度となっている。

主な増減をみると、交通通信費（前年度比▲1.7%）、給与等（同▲0.6%）が減少した一方、営業所工事関連の支出増加等に伴い固定資産取得費（同+18.1%）が増加したほか、国庫事務にかかる手数料改訂の影響等により国庫国債事務費（同+5.8%）が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている（同+2.4%、うち認可対象分+1.2%）。

2. 定員⁵

令和 3 年度の定員（常勤職員数の最高限度）は 4,900 人とする。

⁵ 本定員は、令和 3 年 3 月 26 日の政策委員会において決定された。